

官報号外 昭和五十年十二月十日

○第七十六回 参議院会議録第十二号

昭和五十年十二月十日(水曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十年十二月十日

午前十時開議

第一 社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)

第二 千九百七十九年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求める件

第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 石油コンビナート等災害防止法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 日本放送協会昭和四十七年度財産目録(貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書)

第七 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について承認を求める件

日程第二 千九百七十九年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求める件

日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長二木謙吾君。

審査報告書

社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について承認を求めるの件

- 付(第十部)の九部門について社会保障給付の最低基準を規定したものであるが、政府は、差し当たりその第三部から第六部までに規定する諸給付について条約上の義務を受諾し、将来諸条件の成熟を待つて残余の部に規定する諸給付についても隨時義務を受諾することとしている。この条約を締結することは、わが国における社会保障制度の発展及び社会保障の分野における国際協力のため有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。
- 1 この条約において、
　　(a) 「所定の」とは、国内の法令により又はこれに基づいて定められることをいう。
　　(b) 「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいい、「居住者」とは、加盟国の領域内に通常居住する者をいう。
　　(c) 「妻」とは、夫によつて扶養されている妻をいう。
　　(d) 「寡婦」とは、夫の死亡の當時夫によつて扶養されていた女子をいう。
　　(e) 「子」とは、国内の法令で定めるところにより、義務教育終了年齢又は十五歳に達しない子をいう。
　　(f) 「資格期間」とは、国内の法令で定めるところにより、提出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの組合せをいう。
　　(g) 「給付」とは、医療の直接給付又は関係者が負担した費用の償還による間接給付をいう。
　　(h) 第二条 この条約の適用を受ける各加盟国は、この条約の規定を履行する。
- 2 (i) 第一部の規定
　　(ii) 第二部から第十部までのうち少なくとも三の部(第四部から第六部まで、第九部及び第十部のうち少なくとも一部を含むこととする)の規定
　　(iii) 第十一部から第十三部までの関係規定
　　(iv) 第十四部の規定
- (b) その批准に際し、第二部から第十部までのうちこの条約の義務を受諾する部を指定する。
　　(i) 第一部の規定
　　(ii) 第二部から第十部までのうち少なくとも一部を含むこととする。の規定
　　(iii) 第十一部から第十三部までの関係規定
　　(iv) 第十四部の規定
- その会期の議事日程の第五議題に含まれる社会保障の最低基準に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、
　　(i) 第一部の規定
　　(ii) 第二部から第十部までのうち少なくとも一部を含むこととする。の規定
　　(iii) 第十一部から第十三部までの関係規定
　　(iv) 第十四部の規定
- 次の条約(引用に際しては、千九百五十一年の
　　(i) 第一部の規定
　　(ii) 第二部から第十部までのうち少なくとも一部を含むこととする。の規定
　　(iii) 第十一部から第十三部までの関係規定
　　(iv) 第十四部の規定
- 盟国は、権限のある機関が必要と認める場合に
　　(i) 第一部の規定
　　(ii) 第二部から第十部までのうち少なくとも一部を含むこととする。の規定
　　(iii) 第十一部から第十三部までの関係規定
　　(iv) 第十四部の規定

は、当該機関が必要と認める間、その批准に際して付する宣言により、第九条(d)、第十二条2、第二十五条(d)、第十八条2、第二十一条(c)、第二十七条(d)、第三十三条(b)、第三十四条3、第四十一条(d)、第四十八条(c)、第五十五条(d)及び第六十一条(d)に定める暫定的な例外規定を援用することができる。

2 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する年次報告において、自國が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べる。

- (a) 当該例外規定を援用する理由が引き続き存在していること。
- (b) 当該例外規定を一定の日以後は援用しないこと。

第四条

1 この条約を批准した各加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、第二部から第十部までのうちその批准に際して指定しなかつた又は二以上の部についてこの条約の義務を受諾することを通告することができる。

2 1にいう義務の受諾は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、通告の日から批准と同一の効力を有する。

第五条

加盟国は、第二部から第十部までのうちその批准によつて義務を受諾することとなる部の規定を履行するに当たり被用者又は居住者の特定の百分率以上を構成する所定の種類の者を保護することが必要とされる場合には、その部の規定の履行を約束することに先立ち、所定の種類の者が当該特定の百分率に達していることを確認する。

- 1 (a) 第六条 加盟国は、第二部、第三部、第四部、第五部、第八部(医療に関する規定に限る。)、第九部又は第十部の規定を履行するに当たり、保護対象者について国内の法令により強制的なるものとされてい
- (b) 第十条 留意事項 第五条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の居住者の妻及び子
- (c) 第十一条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者の妻及び子
- (d) 第十二条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (e) 第十三条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (f) 第十四条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (g) 第十五条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (h) 第十六条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (i) 第十七条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子

ない保険であつて次の(i)から(v)までの要件に合致するものによって行われる保護を考慮に入れることができる。

- (i) 公の機関が監督し、又は使用者及び労働者が所定の基準に従つて共同で管理すること。
- (ii) 男子労働労働者の労働所得を超えない労働所得を有する者のかなりの部分を対象とすること。
- (iii) 男女労働労働者の労働所得を超えない労働所得を有する者のかなりの部分を対象とすること。
- (iv) 必要がある場合の病院への収容。
- (v) 妊娠、分娩及びこれらの場合の結果については、

- (i) 医師による診療(往診を含む。)
- (ii) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに病院外で行うことができる専門医による診療。
- (iii) 医師その他資格のある者の処方による欠くことのできない薬剤。
- (iv) 必要がある場合の病院への収容。

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、傷病給付が与えられることを確保する。

2 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾病につき十三週間に制限することができる。

第三部 傷病給付

第十三条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、傷病給付が与えられることを確保する。

第十四条

第十五条规定

第十六条规定

第十七条规定

- 1 (a) 第十一条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (b) 第十二条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (c) 第十三条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (d) 第十四条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (e) 第十五条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (f) 第十六条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (g) 第十七条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子

必要であると認められる所定の疾病については、その制限された期間を延長するための措置を講じなければならない。

2 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、給付の支給期間は、同一の負傷又は疾患につき十三週間に制限することができる。

第三部 傷病給付

第十三条

第十四条规定

第十五条规定

第十六条规定

第十七条规定

- 1 (a) 第十一条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (b) 第十二条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (c) 第十三条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (d) 第十四条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (e) 第十五条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (f) 第十六条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子
- (g) 第十七条 前条の規定に基づく宣言を行つた事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者の妻及び子

た百分率とした上で同部の要件に適合するよう
に算定された給付が、少なくとも、提出若しく
は雇用について十年又は居住について五年の期
間を所定の規則に従つて満たしている保護対象
者に対して確保される場合には、1の要件は、
満たされたものとみなす。

4 紿付のために必要とされる資格期間が提出又
は雇用について十年を超えて三十年に満たない場
合には、給付は、第一一部の付表に掲げる百分
率を比例的に減算して得た百分率により算定さ
れた給付とすることができる。この場合において、
当該資格期間が十五年を超えるときは、減
額された給付を2の規定に適合するように支給
しなければならない。

5 最小限の期間の満了を条件とする場合には、こ
の部の適用についての関係規定の効力発生の時
に年齢が高いという理由のみにより、2の規定
に従つて国内の法令で定める条件を満たすこと
ができる保護対象者に対し、減額された給付
を所定の条件に従つて支給しなければならな
い。ただし、そのような者に対し、1、3又は
4の規定に適合する給付が通常の年齢より高い
年齢で確保されている場合は、この限りでな
い。

第六部 業務災害給付

第三十条 前二条の給付は、給付事由が存続する間、支給
する。

第三十一条 この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この
部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、
業務災害給付が与えられることを確保する。

第三十二条 給付事由は、業務に起因する事故又は所定の職
業病による次のものとする。

(a) 負傷又は疾病

(b) 負傷又は疾病による起因

(c) 勤労所得の

停止を伴う労働不能であつて、国内の法令で
定めるもの

(d) 所得能力の全部喪失若しくは所定の程度を
超える所得能力の一部喪失で永久的なものと
なるおそれがあるもの又はこれらに相当する

身体機能の喪失

(e) 扶養者の死亡の結果として寡婦又は子が被
る扶養の喪失。ただし、寡婦の給付を受ける
権利については、国内の法令に従いその者が
自活することができない状態にあるとされる
ことを条件とすることができる。

第三十三条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

(a) すべての被用者の五十ペーセント以上を構
成する所定の種類の被用者並びに、扶養者の
死亡に係る給付については、当該所定の種類
の被用者の妻及び子

(b) 第三条の規定に基づく宣言が行われている
場合には、二十人以上の者を使用する工業的
事業所におけるすべての被用者の五十ペーセ
ント以上を構成する所定の種類の被用者並び
に、扶養者の死亡に係る給付については、當
該所定の種類の被用者の妻及び子

(c) 負傷又は疾病については、給付は、2及び3
に規定する医療とする。

1 医療は、次のものから成る。

(a) 入院患者及び通院患者に対する一般医及び
専門医による診療(往診を含む)。

(b) 歯科診療

(c) 家庭又は病院その他の医療施設における看
護

(d) 病院、回復期療養所、サナトリウムその他
の医療施設への収容

(e) 歯科用治療材料、薬剤その他の内科用又は
外科用の治療材料(補装具及びその修理を含
む)及び眼鏡

(f) 医業に類するものとして法律上認められる

職業に従事する者が医師又は歯科医師の監督
の下に行う診療

(a) 不能又は喪失の程度が軽微である場合
の下に行う診療(往診を含む。)

3 第三条の規定に基づく宣言が行われている場
合には、医療には、少なくとも次のものを含
む。

(a) 一般医による診療(往診を含む。)

(b) 病院における入院患者及び通院患者に対す
る専門医による診療並びに病院外で行うこと
ができる専門医による診療

(c) 医師その他資格のある者の処方による欠く
ことのできない薬剤

4 1から3までの規定に基づく医療は、保護対
象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力
を維持し、回復し又は改善することを目的とし
て支給しなければならない。

5 第三十四条及び第三十六条の給付は、給付事由
が存続する間、支給する。ただし、労働不能に係
る定期金については、当該保護対象者の寡婦及び
子に対しても確保しなければならない。

6 第三十五条

1 医療を管理する団体又は官庁は、心身障害者
を適当な業務に再び就かせることを目的とし
て、一般的な職業リハビリテーション事業と適
宜協力する。

2 1の団体又は官庁に対しては、国内の法令に
より、心身障害者の職業リハビリテーションの
ための措置をとることを認めることができる。

7 第三十六条

1 労働不能、永久的なものとなるおそれのある
所得能力の全部喪失若しくはこれに相当する身
体機能の喪失又は扶養者の死亡については、給
付は、第六十五条又は第六十六條の要件に適合
するよう算定される定期金とする。

2 永久的なものとなるおそれのある所得能力の
一部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に
ついては、給付は、支給する場合には、所得能
力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪
失に係る定期金に対して適当な比率の定期金と
する。

8 第三十七条

1 保護対象者は、次のいずれかの者とする。

(a) すべての被用者の五十ペーセント以上を構
成する所定の種類の被用者

(b) すべての居住者の二十ペーセント以上を構
成する所定の種類の経済活動従事者

(c) 給付事由の存する間ににおける資産の価額が
所定の限度額を超えないすべての居住者

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている
場合には、二十人以上の者を使用する工業的
事業所におけるすべての被用者の五十ペー
セント以上を構成する所定の種類の被用者

(e) 給付は、次のいずれかのものとする。

(f) 所定の資格期間を満たしているすべての保

護対象者に支給される定期金

(b) 子に対し又は子に與して与えられる食物
衣類、住居、休暇又は家事手伝い

(c) (a) 及び (b) の組合せ

第四十三条 前条の給付は、少なくとも、提出若しくは雇用について三箇月又は居住について一年の資格期間のいずれかであつて国内の法令で定めるものを所定の期間内に満たしている保護対象者に対しても確保しなければならない。

第四十四条

(2) 第四十二条の規定に従い保険対象者に対して支拂はれる給付の額の合計額は、次のいずれかの額に相当するものでなければならない。

普通成年男子労働者の賃金の三パーセントに
すべての保護対象者の子の総数を乗じて得た
額

(b) (a) の賃金の一・五パーセントにすべての居住者の子の総数を乗じて得た額

給付は、定期金である場合には、給付事由が存続する間、支給する。

第八部 母性給付
第四十六条

この旨の規定の取扱いをうなづかることとし、
部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、
母性給付が与えられることを確保する。

第四十七条 給付事由は、妊娠、分娩及びこれらの結果並びに国内の法令で定めるそれらに起因する勤労所得の停止とする。

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

(2) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に属する男子

昭和五十年十一月十日 參議院會議錄第十二号

社会保障の最低基準に関する条約(第一百一号)の締結について承認を求めるの件外二件

の妻

(b) すべての居住者の二十一パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者のうちのすべての女子及び、母性医療給付については、これらの女子のほか、当該所定の種類に

前二条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも、第四十八条に規定する所定の種類に属する女子であつて、濫用を防止するために必要と認められる資格期間を満たしているものに對して確保しなければならない。第四十九条の給付とは、また、第四十八条に規定する所定の種類に属する男子がそのような資格期間を満たしているときは、その妻に対しても確保しなければならない。

第五十一 条
条の給付は、給付事由が生じた場合には、
とも、第四十八条に規定する所定の種類に
女子であつて、濫用を防止するために必要
される資格期間を満たしているものに対し

第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的業所におけるすべての被用者の十五パーセト以上を構成する所定の種類の被用者

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている場合には、二十人以上の者を使用する工業的事業所におけるすべての被用者の五十五パーセント以上を構成する所定の種類の被用者

第十五条 給付は、次の定期金とする。

(a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するよう算定される定期金

(b) 給付事由の存する間における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第六十七条の要件に適合するよう算定される定期金

第五十七条 1 前条の給付は、給付事由が生じた場合には、少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、拠出若しくは雇用について十五年又は居住について十年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、拠出について三年の資格期間を満たしている保護対象者であつて、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数の拠出金の納付が行われたもの

1 の給付が拠出又は雇用について最小限の期間の満了を条件とする場合には、少なくとも次のいずれかの者に対し、減額された給付を確保しなければならない。

(a) 給付事由が生ずる前に、拠出又は雇用について五年の資格期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者

(b) 原則としてすべての経済活動従事者を保護対象者とする場合には、拠出について三年の資格期間を満たしている保護対象者であつた

て、労働年齢にあつた間に1(b)にいう所定の年平均納付回数の二分の一の回数の拠出金の納付が行わたるもの。

3 第十一部の付表に掲げる関係標準受給者に係る百分率を当該百分率から百分の十の率を減じた百分率とした上で同部の要件に適合するよう

に算定された給付が、少なくとも、拠出、雇用又は居住について五年の期間を所定の規則に従つて満たしている保護対象者に対して確保される場合には、1の要件は、満たされたものとみなす。

4 給付のために必要とされる資格期間が拠出又は雇用について五年を超えて十五年に満たない場合には、給付は、第十一部の付表に掲げる百分率を比例的に減算して得た百分率により算定された給付とすることができる。この場合には、減額された給付を2の規定に適合するように支給しなければならない。

第十部 遺族給付

第五十九条

この部の規定の適用を受ける各加盟国は、この部の次の諸条の規定に従い、保護対象者に対し、遺族給付が与えられることを確保する。

1 給付事由は、扶養者の死亡の結果として寡婦又は子が被る扶養の喪失とする。ただし、寡婦の給付を受ける権利については、国内の法令に従いその者が自活することができない状態にあるとされることを条件とすることができる。

2 給付を受ける権利を有すべき者が所定の有償の活動に従事している場合に当該給付を停止すること、並びに拠出制による給付については受給者の勤労所得が所定の額を超える場合及び無拠出制による給付については受給者の勤労所得

若しくは勤労所得以外の資産の価額又はこれらを合算した額が所定の額を超える場合に当該給付を減額することを、国内の法令で定めることができる。

第六十一条

保護対象者は、次のいずれかの者とする。

(a) すべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子。

(b) すべての居住者の二十パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者のうち扶養者であるものの妻及び子。

(c) 扶養者を失つており、かつ、給付事由の存する間ににおける資産の価額が第六十七条の要件に適合するよう国内の法令で定める限度額を超えないすべての寡婦及び子(居住者であるものに限る)。

(d) 第三条の規定に基づく宣言が行われている事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子(居住者で

あるものに限る)。

第三条の規定に基づく宣言が行われている事業所におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する所定の種類の被用者のうち扶養者であるものの妻及び子(居住者で

あるものに限る)。

第六十二条

給付は、次の定期金とする。

(a) 所定の種類の被用者又は所定の種類の経済活動従事者を保護対象者とする場合には、第六十五条又は第六十六条の要件に適合するよ

うに算定される定期金。

(b) 給付事由の存する間ににおける資産の価額が

所定の限度額を超えないすべての居住者を保

護対象者とする場合には、第六十七条の要件に適合するよう算定される定期金。

第六十三条

前条の給付は、給付事由が生じた場合には、

少なくとも次のいずれかの者に対して確保しなければならない。

(a) 扶養者が拠出若しくは雇用について十五年

則に従つて満たしている保護対象者及び子を保護対象者とする場合には、保護対象者であつて、その扶養者が拠出について三年の資格期間を満たしており、かつ、当該扶養者について、労働年齢にあつた間に所定の年平均納付回数の拠出金の納付が行わたるもの。

2 平均納付回数の拠出金の納付が行わたるもののいづれかの者に対する場合には、少なくとも次

の給付が拠出又は雇用について最小限の期間満了を条件とする場合には、少なくとも次

の給付が拠出又は雇用について五年の資格期間を満たしておらず、かつ、当該扶養者について、労働年齢にあつた間に所定の規則に従つて満たしている保護対象者に対する場合には、

扶養者が拠出又は雇用について五年の資格期間を満たしておらず、かつ、当該扶養者に対する場合には、

扶養者が拠出又は雇用について三年の資格期間を満たしておらず、かつ、当該扶養者に対する場合には、

前二条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。

第六十五条

この条の規定の適用を受ける定期金について

は、給付の額と給付事由の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付事由に關し、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

2 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

3 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得に就き、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

4 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得に就き、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

5 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得に就き、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

6 この条の規定の適用上、男子熟練労働者は、

利を取得するためには、婚姻が最小限の期間存続していたことを要件とすることができます。

第六十四条

前二条の給付は、給付事由が存続する間、支給する。

第六十五条

この条の規定の適用を受ける定期金について

は、給付の額と給付事由の存する期間中に支給

される家族手当の額との合計額が、当該給付事

事由に關し、この部の付表に掲げる標準受給者に

あつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任

を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に

少なくとも達するようにする。

2 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に

少なくとも達するようにする。

3 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得に就き、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に

少なくとも達するようにする。

4 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得に就き、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に

少なくとも達するようにする。

5 受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得に就き、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の勤労所得の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に

少なくとも達するようにする。

6 この条の規定の適用上、男子熟練労働者は、

次の一いずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の取付工

- (b) 又は旋盤工
7 の規定に基づいて選定される典型的な熟練労働者
- (c) すべての保護対象者のうちの七十五パーセントの者の労働所得と比較してこれに等しいか又はこれを越えることとなる労働所得を有する者。この場合において、労働所得は、国内の法令で定めるところにより一年又はこれより短い期間を基準とする。
- (d) すべての保護対象者の労働所得の平均の百分率に等しい労働所得を有する
- 二十五パーセントに等しい労働所得を有する

6 (b) の規定の適用上、典型的な熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらを選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

7 給付の額が地域によつて異なる場合は、男子熟練労働者を6及び7の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

8 給付の額は、労働協約によつて定められ、国内の法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む。）を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なる、かつ、8の規定が適用されない場合は、中位の賃金を採用する。

9 老齢、業務災害（労働不能の場合を除く。）、廃疾及び扶養者の死亡に係る定期金の額は、生計費のかなりの変動の結果として一般労働所得水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討

される。

第六十六条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と給付事由の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付事由に關し、この部の付表に掲げる標準受給者にあつては、普通成年男子労働者の賃金の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に同付表の百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

2 普通成年男子労働者の賃金並びに給付及び家族手当は、同一の時点を基礎として計算する。

3 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になればならない。

4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかの者とする。

- (a) 電気機械製造業以外の機械製造業の典型的な不熟練労働者
- (b) 5の規定に基づいて選定される典型的な不熟練労働者

5 4(b) の規定の適用上、典型的な不熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらを選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

6 5の規定に基づいて選定される典型的な不熟練労働者は、当該給付事由に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらを選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

- 7 給付の額が地域によつて異なる場合は、普通成年男子労働者を4及び5の規定に従つて地域ごとに決定することができる。
- 8 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内の法令の適用があるときはは、中位の賃金を採用する。

これにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む。）を基準として決定する。これらの賃金が地域によって異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

9 老齢、業務災害（労働不能の場合を除く。）、廃疾及び扶養者の死亡に係る定期金の額は、生計費のかなりの変動の結果として一般労働所得水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討される。

第六十七条

この条の規定の適用を受ける定期金については、満たされたものとみなす。

10 第六十六条

11 第三部については、第五十五条(b)の規定

12 第五部については、第二十七条(b)の規定

13 第九部については、第五十五条(b)の規定

14 第十部については、第六十一一条(b)の規定

15 第一部の付表 標準受給者に対する定期金

16 第二部についても、第六十一一条(b)の規定

17 第三部については、第五十五条(b)の規定

18 第四部については、第五十五条(b)の規定

19 第五部については、第五十五条(b)の規定

20 第六部については、第五十五条(b)の規定

21 第七部については、第五十五条(b)の規定

22 第八部については、第五十五条(b)の規定

23 第九部については、第五十五条(b)の規定

24 第十部については、第五十五条(b)の規定

25 第十一部については、第五十五条(b)の規定

26 第十二部については、第五十五条(b)の規定

27 第十三部については、第五十五条(b)の規定

28 第十四部については、第五十五条(b)の規定

るかなりの額を超える場合に限り、その限度において減額することができる。

(c) 給付と給付以外の資産の価額との合計額か、(b)のかなりの額を控除した額は、受給者及びその家族が健康かつ相応な生活を維持するために十分であり、かつ、前条の要件に適合するよう算定された対応する給付の額を下回らない額でなければならない。

(d) 当該部の規定に基づいて支払われた給付の総額が、前条の規定及び次に掲げる規定を適用した場合に得られる給付の総額を三十パーセント以上超えるときは、(c)に規定する要件は、満たされたものとみなす。

11 第三部については、第五十五条(b)の規定

12 第五部については、第二十七条(b)の規定

13 第九部については、第五十五条(b)の規定

14 第十部については、第六十一一条(b)の規定

15 第一部の付表 標準受給者に対する定期金

16 第二部についても、第六十一一条(b)の規定

17 第三部については、第五十五条(b)の規定

18 第四部については、第五十五条(b)の規定

19 第五部については、第五十五条(b)の規定

20 第六部については、第五十五条(b)の規定

21 第七部については、第五十五条(b)の規定

22 第八部については、第五十五条(b)の規定

23 第九部については、第五十五条(b)の規定

24 第十部については、第五十五条(b)の規定

25 第十一部については、第五十五条(b)の規定

26 第十二部については、第五十五条(b)の規定

27 第十三部については、第五十五条(b)の規定

28 第十四部については、第五十五条(b)の規定

29 第十五部については、第五十五条(b)の規定

30 第十六部については、第五十五条(b)の規定

31 第十七部については、第五十五条(b)の規定

の2の規定の適用については、相互主義を規定する二国間又は多数国間の協定の存在を条件とすることができる。

第十三部 共通規定

第六十九条

第二部から第十部までのいずれかの部の規定に従い保護対象者に支給すべき給付は、次の期間中又は次の場合には、所定の範囲内において停止すことができる。

(a) その者が当該加盟国の領域内にない期間

(b) その者が公の費用又は社会保障の団体若しくは事業の費用で生活を維持している期間。

(c) その者が他の社会保障給付(家族給付を除き、かつ、現金によるものに限る。)を受けて超える給付の部分は、受給者の被扶養者に支給する。

(d) その者が他の社会保障給付(家族給付を除き、かつ、現金によるものに限る。)を受けて超える給付の部分は、当該他の社会保障給付又は第三者による補償の額を超えないものとする。

(e) その者が虚偽の請求をした場合

(f) 給付事由がその者の意図的な不当行為によつて生じた場合

(g) 適当な場合において、その者が、その利用に供された医療若しくはリハビリテーションに関する施設の利用を怠り、又は給付事由の発生若しくは継続の確認若しくは受給者の行うべき行為に関する所定の規則に従わない場合

(h) 失業給付については、その者がその利用に供された職業安定に関する施設を利用しなかつた場合

(i) 失業給付については、その者が労働争議による作業の停止の直接の結果として失業し、

(j) 遺族給付については、寡婦が男子と同棲している期間

第七十条

すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合又は申立てを行う権利を有する。

この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う官庁によつて医療が管理されている場合に

は、医療の拒否又は受けた医療の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利をもつて、1に定める申立てを行う権利に代えることができる。

3 社会保障に関する問題の処理のために設置され、かつ、保護対象者の代表者が参加する特別の裁定機関によつて請求が解決される場合に

は、申立てを行う権利は、与えることを要しない。

第七十一条

1 この条約に基づく給付に要する費用及び當該三者から補償を受けている期間。ただし、停

止される給付の部分は、当該他の社会保障給

付又は第三者による補償の額を超えないものとする。

2 その者が他の社会保障給付(家族給付を除

き、かつ、現金によるものに限る。)を受けて超

える期間及びその者が同一の事由について第

止される給付の部分は、当該他の社会保障給

付又は第三者による補償の額を超えないもの

とする。

3 その者が虚偽の請求をした場合

4 給付事由がその者の犯罪行為によつて生じた場合

5 給付事由がその者の意図的な不当行為によつて生じた場合

6 その者が虚偽の請求をした場合

7 給付事由がその者の犯罪行為によつて生じた場合

8 その者が虚偽の請求をした場合

9 給付事由がその者の意図的な不当行為によつて生じた場合

10 その者が虚偽の請求をした場合

11 その者が虚偽の請求をした場合

12 その者が虚偽の請求をした場合

13 その者が虚偽の請求をした場合

研究及び計算が、定期的に、かつ、いかなる場合にも給付の変更、保険拠出金の額の変更又は当該給付事由を対象とする給付にあてられる税の変更に先立つて、行わることを適宜確保する。

第七十二条

1 公の機関の規制を受ける団体又は立法機関に

対して責任を負う官庁によつて管理が行われていない場合には、保護対象者の代表者は、所定の条件に従つて、運営に参加し又は顧問の資格でこれに参与する。使用者及び公の機関の代表者の参加についても、国内の法令において定めることができる。

2 加盟国は、この条約の適用に関与する団体及び事業の適切な管理について一般的責任を負う。

3 第二十二条(2)若しくは(c)、第二十七条(a)、(b)若しくは(d)、第三十三条(a)若しくは(b)、第四十一条(a)、(b)若しくは(d)、第四十八条(a)、(b)若しくは(c)、第五十五条(a)、(b)若しくは(d)又は第六十一(a)、(b)若しくは(d)の規定

(i) 保護対象者の数に関する証拠、証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能なもの限り従うものとする。

(ii) 保護対象者の数に関する証拠、証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能なもの限り従うものとする。

(iii) 保護対象者の数に関する証拠、証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能なもの限り従うものとする。

(iv) 保護対象者の数に関する証拠、証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能なもの限り従うものとする。

(v) 保護対象者である被用者の保険拠出金が財源中に占める割合に関する規定

2 2の規定

3 第七十三条

この条約は、次のものについては適用しない。

(a) 当該部が当該加盟国について効力を生ずる前に生じた事由

(b) 当該部が当該加盟国について効力を生じた後に生ずる事由に係る給付であつて、給付を受ける権利がこの効力を生じた日前の期間に由来するもの

4 第七十四条

この条約は、現存するいづれの条約をも改正するものとみなしてはならない。

5 第七十五条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

6 第七十六条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

7 第七十七条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

8 第七十八条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

9 第七十九条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

10 第八十一条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

11 第八十二条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

12 第八十三条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

13 第八十四条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

14 第八十五条

この条約において取り扱われている事項に関するもののみなしてはならない。

条約の適用に関する年次報告中に次のものを含むことについての証拠、証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能な限り従うものとする。

(a) この条約の規定を実施する法令に関する十分な情報

(b) 次に掲げる規定に定める統計的条件を満たしていることについての証拠、証拠を表示するに当たつては、国際労働機関の理事会が表示の統一化に関して行つた示唆に実行可能な限り従うものとする。

研究及び計算が、定期的に、かつ、いかなる場合にも給付の変更、保険拠出金の額の変更又は当該給付事由を対象とする給付にあてられる税の変更に先立つて、行わることを適宜確保する。

1 この条約に基づく給付の適正な支給について一般的責任を負い、かつ、この目的のために必要なすべての措置をとるものとし、また、財政的均衡について必要な保険數理上の

関意章第二十二条の規定に従つて提出するこの

千九百四十六年の船員年金条約中に設けられて

いる。
2 加盟国は、第二部から第十部までのうちその批准によつて義務を受諾した部の規定に基づいて保護対象者とされる被用者又は居住者に係る百分率を計算するに当たり、海員及び海上漁船員を被用者、経済活動従事者又は居住者の数から除外することができる。

第十五部 最終規定

第七十八条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第七十九条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いすれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第八十条

1 国際労働機関憲章第三十五条2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言には、次の事項を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約又はこの条約のいずれかの部の規定を変更を加えずに適用することとを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約又はこの条約のいずれかの部の規定を変更を加えて適用することとを約束する地域

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が更に事情を検討する間決定を留保する地域

2 (a) 及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 いすれの加盟国も、(b)、(c)又は(d)の規定に

基づきその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 いすれの加盟国も、第八十二条の規定に従つてこの条約又は第二部から第十部までのうち一若しくは二以上の部を廃棄することができ

る。前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を、事務局長に通知することができる。

第八十一条

1 国際労働機関憲章第二十五条4又は5の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、その宣言によつて受諾するこの条約又はこの条約のいずれかの部の規定を当該地域内で変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この

条約又はこの条約のいずれかの部の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を援用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつても放棄することができる。

3 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、次条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中は、いつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用に関する現況を述べる宣言を、事務局長に通知することができる。

第八十二条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約又は第二部から第十部までのう

ち一若しくは二以上の部を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

第八十三条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約又は第二部から第十部までのう

ち一若しくは二以上の部を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

第八十四条

1 国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第八十五条

1 国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第八十六条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a)

加盟国によるその改正条約の批准は、その

(b)

加盟国による改正条約の効力発生を条件として、第八十二条の規定にかかるわらず、当然にこの条約の即時廃棄を伴う。

(b)

加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了す

(a)

この条約は、これを批准した加盟国で1の改

(b)

正条約を批准していないものについては、いか

する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約又は第二部から第十部までのうち一若しくは二以上の部を廃棄することができ

る場合にも、その現在の形式及び内容で引き続ぎ効力を有する。

第八十七条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

附屬書 全經濟活動の国際標準産業分類

大分類	大分類及び中分類の表
0 農業、林業、狩猟業及び漁業	01 農業及び畜産業 02 林業及び木材伐出業 03 狩猟業、わなかけ業及び狩猟鳥 04 漁業

1 鉱業及び土石採取業	11 石炭鉱業 12 金属鉱業 13 原油鉱業及び天然ガス鉱業 14 採石業、粘土採取業及び砂利採取業
2 製造業	20 食料品製造業（飲料製造業を除く。） 21 飲料製造業 22 たばこ製造業 23 織維工業 24 屋物製造業及び衣服等の織維製品の製造業 25 木材及びコルクの製造業（家具製造業を除く。） 26 家具及び設備品の製造業 27 紙及び紙製品の製造業 28 印刷業、出版業及びこれらに関連する産業 29 皮革及び皮革製品の製造業（履物製造業を除く。）

30 ゴム製品製造業	31 化学工業	32 石油製品及び石炭製品の製造業	33 非金属鉱物製品製造業（石油製品及び石炭製品の製造業を除く。）
34 金属精鍛業	35 金属製品製造業（機械製造業及び輸送用機器製造業を除く。）	36 機械製造業（電気機械製造業を除く。）	37 電気機械、電気器具及び電気用品の製造業
38 輸送用機器製造業	39 その他の製造業	40 建設業	41 その他
42 建設業	43 その他	44 その他	45 その他
46 商業	47 不動産業	48 銀行業その他の金融業	49 卸売業及び小売業
50 運輸業、倉庫業及び通信業	51 電気事業、ガス事業及び蒸気供給事業	52 水道事業及び衛生事業	53 電気、ガス、水道及び衛生の事業
54 保険業	55 食糧援助規約	56 食糧援助規約	57 食糧援助規約
58 公共サービス業	59 個人サービス業	60 通信業	61 通商
62 通商	63 銀行業その他の金融業	64 不動産業	65 銀行業その他の金融業
66 保険業	67 運輸業	68 倉庫業	69 通信業
70 通商	71 通商	72 通商	73 通商
74 通商	75 通商	76 通商	77 通商
78 通商	79 通商	80 通商	81 通商
82 通商	83 娯楽業	84 個人サービス業	85 分類不能の経済活動
86 分類不能の経済活動	87 分類不能の経済活動	88 分類不能の経済活動	89 分類不能の経済活動

以上は、国際労働機関の総会が、ジーネーヴで開催された千九百五十二年六月二十八日に閉会を宣言されたその第三十五回会期において、正當に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十二年七月四日に署名した。

総会議長

ホセ・デ・セガーダス・ヴィアンナ

国際労働事務局長

ディヴィッド・A・モース

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書中の食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保

千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書中の食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保

右

千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和五十年十月二十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右

千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書

前文

千九百七一年の国際小麦協定を構成する規約の有効期間の再延長に関する議定書を作成する会議は、

千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年、千九百七一年及び千九百七十四年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、

千九百七十四年に議定書により共に有効期間が効期間の再延長に関する議定書に別紙の留保をして締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書を、同議定書中の食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書に別紙の留保をして締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書及び千九百七一年の食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書を作成するための規約の有効期間の再延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保	千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保
この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言と、いうときは、共同体について、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により	この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言と、いうときは、共同体について、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により
国際協定の締結のために寄託することとされてい	国際協定の締結のために寄託することとされてい
た。	た。

千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書及び千九百七一年の食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書を作成するための規約の有効期間の再延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保	千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保
この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言と、いうときは、共同体について、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により	この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言と、いうときは、共同体について、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により
た。	た。
た。	た。

る文書の寄託を含む。

第四条 会計

第七条(1)(b)の規定に基づいてこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び当該収穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、一千九百七十五年三月二十五日から四月十四日まで、ワシントンにおいて、議定書により有効期間が延長された規約の締約国政府及び一千九百七十五年三月二十五日において議定書により有効期間が延長された規約の締約国であるものと暫定的にみなされる国(政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国)であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている國の政府による署名のために開放しておる。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名政府により、それぞれ各自の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、一千九百七十五年六月十八日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、次の加入のために開放しておく。

(2) 千九百七十五年六月十八日までに、同日に於いて規約の付表A又は付表Bに掲げられておりて加盟国の政府が行う加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長

を認めることができる。

(b) 千九百七十五年六月十八日後に、国際連合の政府が行う加入。ただし、加盟輸出国が投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投票する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に従うものでなければならぬ。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによって行う。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は付表Bに掲げる加盟国といふときは、理事会が定める条件で政府が規約に加入した加盟国及び1(b)の規定に従つて政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その宣言を寄託する政府は、なかつた場合には、批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、第六条から前条までの規定に従い批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を千九百七十五年六月十八日までに寄託した政府の間で、次の日に効力を生ずる。

(2) 規約の第三条から第九条まで及び第二十一條の規定以外のすべての規定については、千九百七十五年六月十九日

の規定については、千九百七十五年六月十八日までに、付表Aに定める票数の六十パーセント以上

の票を有する加盟輸出国及び付表Bに定める加盟輸入国を代表する政府(同日において規約の締約国であつたとしたならばそのような票を有することとなる政府を含む)が、批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託することとする。

(2) この議定書は、この議定書の関係規定に従い一千九百七十五年六月十九日後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。ただし、そのような政府については、この議定書のいずれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて他の政府について効力を生ずるまでは、効力を生じない。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

この議定書は、アルジェリアのため

アルゼンティンのため

アルハンドゥロ・オルフィラ

千九百七十五年四月十四日

オーストラリアのため

オーストリアのため

千九百七十五年四月十日

ベルギーのため

千九百七十五年四月十日

バルバドスのために

千九百七十五年四月十一日

ボリビアのために

千九百七十五年四月十一日

ブラジルのために

千九百七十五年三月三十日

カナダのために

ジヨアン・アウグスト・デ・アラウ

ジョン・カストロ

ブルガリアのために

ワシントン一千九百七十五年三月三十日

モロッコのために

モロッコ一千九百七十五年六月十八日

モロッコ一千九百七十五年六月十八日

モロッコ一千九百七十五年六月十八日

モロッコ一千九百七十五年六月十八日

J・R・マッキニー 一千九百七十五年四月十四日	インドのために トリロキー・ナート・カウル 一千九百七十五年四月十四日	千九百七十五年四月十日 モロッコのために インドネシアのために イランのために M・A・アル＝ハッサン 一千九百七十五年四月十四日	ピエール・ギ・ジラル・バラシ 千九百七十五年三月二十五日 メキシコのために オランダ王国のために ナイジエリアのために トルコのために ソザイエト社会主義共和国連邦のために A・ドブルイニン 千九百七十五年四月八日 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合 王国のために アメリカ合衆国のために A・ドブルイニン 千九百七十五年四月十日 ウルグアイのために ヴァチカン市国のために ジャン・シャド 千九百七十五年四月十四日 マリア・ブレイリ 千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年の食糧援助規約の有効期 間の再延長に関する議定書 この議定書の締約国は、 一千九百七十四年に議定書により有効期間が延長 された一千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百 七一年の食糧援助規約(以下「規約」という。)が 一千九百七十五年六月三十日に効力を失うことを考 慮して、 次のとおり協定した。
中国のために コロンビアのために キューバのために ドクター・ドゥサン・スペシル 一千九百七十五年四月十四日	ドミニカ共和国のために オラシオ・ヴィシオーソーソフト 一千九百七十五年四月十四日	イスラエルのために エイタン・ラフ 一千九百七十五年四月十四日	千九百七十五年四月十一日 アブデルハーディ・ブタレブ 一千九百七十五年四月十四日
デンマークのために エクアドルのために オルランド・ガベーラ 一千九百七十五年四月十四日	エジプトのために アシュラフ・ゴルバル 一千九百七十五年四月十四日	日本のために 安川社 一千九百七十五年四月十四日	千九百七十五年四月十二日 テュニジアのために ヴィクター・C・マッキンタイアード 一千九百七十五年四月十四日
外) 号 報 (号外)	批准を条件として エジプトのために アエル・サルヴァドルのために エル・サルヴァドルのために 千九百七十五年四月十四日	ケニアのために 威秉春 一千九百七十五年四月三日	千九百七十五年四月十三日 シリア・アラブ共和国のために トリニダード・トバゴのために モロッコのために コスタ・リカのために コロナビアのために キニャラバドのため
官	大韓民国のために ペルーのために ボルトガルのために ジヨアン・アル・テミード 一千九百七十五年四月十四日	パキスタンのために ヤクーブ＝カーン 一千九百七十五年四月四日	千九百七十五年四月十四日 ヴァチカン市国のために アーレル・L・バツ 一千九百七十五年四月十日
歐州経済共同体のために フィンランドのために アルト・タングル 一千九百七十五年四月十一日	クウェイトのために レバノンのために リビアのために アリ・A・エル＝ガイエド 一千九百七十五年四月十四日	南アフリカのために ジエレミー・B・シェアラー 一千九百七十五年四月十日	千九百七十五年四月十四日 マリア・ブレイリ 一千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年四月十四日
ドイツ連邦共和国のために フランスのために ギリシャのために ダテマラのために J・アセンシオ＝ウンデルリック	スペインのために スリ・ランカのために スウェーデンのために ヴィルヘルム・ヴァハトマイスター 一千九百七十五年四月十四日	千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年四月十四日	千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年四月十四日 千九百七十五年四月十四日

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、一千九百七十六年六月三十日まで、この議定書の締約国間で引き続き効力を有する。ただし、一千九百七六年六月三十日前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約第二条(1)から(3)まで、第三条(1)及び第六条から第十四条までの規定は、一千九百七十五年七月一日以後適用されない。

第三条 國際食糧援助

(1) この議定書の締約国は、開発途上にある国に対する食糧援助として、人間の消費に適する小麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする產品であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間最小限度量として、提出することを合意する。

(2) この議定書の各締約国の年間最小提出量は、次のとおり定める。

メートル・トン	アルゼンティン	オーストラリア	カナダ	フィンランド
一一三、〇〇〇	一二二五、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四九五、〇〇〇	一三一、〇〇〇
日本国	スウェーデン	スイス	スイス	スウェーデン
二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇

第四条 食糧援助委員会

前条(2)に掲げる国及びこの議定書の締約国となるその他の国で構成する食糧援助委員会を設立する。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第五条 署名

(1) この議定書は、一千九百七十五年三月二十五日から四月十四日まで、ワシントンにおいて、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本国、スウェーデン、スイス及びアメリカ合衆国の政府による署名のために開放しておく。ただし、その署名は、この議定書及び一千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書の双方への署名を条件とする。

(2) この議定書は、また、一千九百六十七年の食糧援助規約又は議定書により有効期間が延長された一千九百七十一年の食糧援助規約の締約国であるとのと暫定的にみなされる国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放しておく。ただし、当該国の提出量が一千九百六十七年の食糧援助規約又は議定書により有効期間が延長された一千九百七十一年の食糧援助規約において同意した提出量以上であることを条件とする。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名国により、自國の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が一千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の国で加入の申請が承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。ただし、その国が、一千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書の締約国となつておらず、かつ、同議定書の暫定的適用宣言を寄託しておらず、かつ、同議定書の暫定的適用宣言を寄託しておらず、

第九条 効力発生

(1) この議定書は、批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託した国との間に、次の日に効力を生ずる。

(a) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定について、一千九百七十五年七月一日

(b) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定について、一千九百七十五年六月十九日

(c) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定について、一千九百七十五年六月十八日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、一千九百七十五年六月十九日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国との間に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、一千九百七十五年六月十九日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国は、一千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の再延長に関する議定書が効力を生じていることを条件として、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国との間に効力を生じることを合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この

議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十二条 この議定書の認証謄本
寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十三条 前文との関係

この議定書には、千九百七十七年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正當に委任を受け、その署名に對応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国及び各加入国に対し、その認証謄本を送付する。

アルゼンティンのために

アレハンドロ・オルフィラ

千九百七十五年四月十四日

オーストラリアのために

パトリック・ショー

千九百七十五年四月十一日

ベルギーのために

カナダのために

J・R・マッキニー

千九百七十五年四月十四日

デンマークのために

F・ショニーダー

千九百七十五年四月十四日

批准を条件として

欧州経済共同体のため

フィンランドのために

アルト・タンネル

千九百七十五年四月十一日

フランスのために

ドイツ連邦共和国のために

アイルランドのために

イタリアのために

日本国のために

第三条の規定に関する留保を付して

安川壮

千九百七十五年四月十四日

(別紙)

日本国政府は、米(非締約国)で

ある開発途上にある国において生

産されたものを除外しない)の形

態で又は受益国が要請する場合に

は農業物資の形態で援助を供与す

ることによりこの議定書の第三条

の規定に基づく義務を履行する権

利を留保する。

ルクセンブルグのために

アルゼンティンのために

スウェーデンのために

ヴィルヘルム・ヴァハトイスター

千九百七十五年四月十四日

イスラエルのために

千九百七十五年四月十四日

F・ショニーダー

批准を条件として

千九百七一年の規約のすべての締約国が從来と同一の条件で参加することを期待して千九百七一年の食糧援助規約の有效期間の延長に関する議定書に署名する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は本院においてこれを可決した。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アーレル・L・バッツ

千九百七十五年四月十日

参議院議長 河野 謙三殿

[審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載]

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

千九百七十三年六月三十日により送付する。

昭和五十年十二月五日

衆議院議長 前田繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

法律第九百三十三号の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中「在ニヨー・ジーランド日本国大使館

ジーランド ウエリントン」を「在ニヨー・ジーランド日本国大使館

ジーランド ウエリントン ポート・モレスビー」に改める。

別表第一の一 総領事館の表大洋州の項中「在ポート・モレスビー日本国総領事館

ラリア ポート・モレスビー」を削り、「在オークランド日本国総領事館

ジーランド オーカランド」を「在オーカランド日本国総領事館

ジーランド オーカランド ポート・モレスビー日本国総領事館」に改める。

ジーランド オーカランド ポート・モレスビー」に改める。

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中「ニュー・ジーランド 490,000 390,000 375,800

360,100 328,500 292,500 247,500 217,500 195,000 180,000 165,000 150,000 135,900

120,000」を「ニュー・ジーランド 490,000 390,000 375,800 360,100 328,500 292,500

247,500 217,500 195,000 180,000 165,000 150,000 135,000 120,000」に改める。

303,800 266,900 239,300 220,900 202,500 184,100 165,700 147,300」に改める。

官 報 (号 外)

この法律は、公布の日から施行する。

○二木謙吾君登壇、拍手】
〔二木謙吾君　ただいま議題となりました条約二
件と法律案一件につきまして、外務委員会における
審議の経過と結果を御報告いたします。
まず、社会保障の最低基準に関する条約（第二百
二号）は、医療、傷病給付、失業給付等九部門の
社会保障給付について、給付事由、保護対象者の
範囲、給付内容等の最低基準を定めたものであります。
この九部門のうち、わが国は当面、国内法令によ
つて条件が満たされている傷病給付、失業給
付、老齢給付及び業務災害給付の四部門について
義務を受諾することとしております。
次に、千九百七十二年の国際小麦協定の再延長
議定書は、同協定を構成する小麦貿易規約と食糧
援助規約の有効期間を一年間再延長しようという
ものであります。なお、わが国は食糧援助に関する
基本手当の基準額を定めること等を内容とするも
のであります。
委員会における質疑の詳細は、会議録によつて
御承知願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果
ILO百二号条約は全会一致をもつて、また国際小
麦協定の再延長議定書は多数をもつて、いずれも
承認すべきものと決定し、法律案は全会一致を
もつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。
なお、ILO百二号条約の今回受諾しない弊
門、特に母性給付及び遺族給付について、政府は
速やかに条約の義務を受諾するよう努力すべきこと
等を内容とする決議案を全会一致をもつて本委員会
の決議とすることに決定いたしましたので、
申し添えます。
以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。
まず、社会保障の最低基準に関する条約(第百
二号)の締結について承認を求めるの件の採決をいたしました。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○謹長(河野謹三君) 次に、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

一、委員会の決定の理由
要領書
本法律案は、石油コンビナート等における災害が周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において、石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理する事業所等に対して、防災上の見地からの規制を強化するとともに、その区域における一体的な防災体制を整備する等、

○議長(河野謙三君) 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

ものであつて、要当なものと認めた。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

件と法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。
まず、社会保障の最低基準に関する条約（第百二号）は、医療、傷病給付、失業給付等九部門の範囲、給付内容等の最低基準を定めたものであります。

麦協定の再延長議定書は多數をもつて、いすれも承認すべきものと決定し、法律案は全会一致で、もつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、ILO百二号条約の今回受諾しない立場、特に母性給付及び遺族給付について、政府は速やかに条約の義務を受諾するよう努力すべきことをいたしました。

○議長(河野謙三君)　総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

附帶決議
政府は、国民生活及び自然に重大な影響を与える「ノンゾーン」、米軍の居た生ごく（シバク）、そつ銀

この九部門のうち、わが国は当面、国内法令によって条件が満たされている傷病給付、失業給付、老齢給付及び業務災害給付の四部門について義務を受諾することとしております。

と等を内容とする決議案を全会一致をもって本会員会の決議とすることに決定いたしましたので、申し添えます。

といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長原文兵衛君。

一元的かつ総合的な防災対策が講じられるよう運用に万全を期すること。特に石油コンビナート等に対する防災行政の一元化をはかるよう検

石油コンビナート等災害防止法案
審査報告書

二、既設事業所に対する規制を強化すること。

次に、在外公館関係の法律案は、去る九月に独立したパプア・ニューギニアに大使館を設置するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること等を内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

いたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求ます。

昭和五十年十一月三十日

四、事業所の自衛防災組織の機能を高めるよう措置すること。

災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されるよう指導すること。

六、事業所に対する定時及び隨時の立ち入り検査を強化すること。なお、住民から異常発見等の理由による立ち入り検査の要請があつた場合、関係機関はすみやかに立ち入り検査を行うこと。

七、緑地帯の設置等防災対策を促進するため十分な財源措置を講ずること。

八、防災計画の作成にあつては、住民の意思が反映されるよう地方公共団体を指導すること。

九、コンビナート関係地方公共団体の専門技術職員を充実するための教育訓練及び待遇の改善並びに化学消防車、人員の増強等、消防力の充実強化を図るための必要な措置を講ずること。

十、防災技術の高度化等を推進するため、消防庁、消防研究所その他の機関の機構、人員等の充実強化に努めること。

十一、コンビナート地域について総合的な防災診断を推進するとともに、石油タンク及び高圧ガスタンクについてその基礎、構造、非破壊検査等に関する専門的な検査体制の確立を図ること。

右決議する。

石油コンビナート等災害防止法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年十一月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用

石油コンビナート等災害防止法案

石油コンビナート等災害防止法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 新設等の届出、指示等(第五条—第十一条)

四条)

第三章 特定事業者に係る災害予防(第十五条—第二十二条)

二条)

第四章 災害に関する応急措置(第二十三条—第二十六条)

第五章 緑地等の設置(第三十三条—第三十七条)

三条)

第六章 防災に関する組織及び計画(第二十七条—第三十二条)

第五章

第七章 雜則(第三十八条—第四十八条)

第六章

第八章 罰則(第四十九条—第五十二条)

第五章

第九章 附則

(目的)

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法(昭和二十三年法律第二百四号)、灾害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施設の推進を図り、もつて石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

石油コンビナート等災害防止法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十一月十一日

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 石油等 石油(消防法別表に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。以下同じ。)及び高圧ガス(高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス(同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定するガス事業及び同法第七項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。)をいう。以下同じ。)をいう。

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ 当該区域内に、石油の貯蔵・取扱量(消防法第十二条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所(同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。)において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。)を政令で定める基準貯蔵・取扱量を以て規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を以て規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ 石油の貯蔵・取扱量を以て規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を以て規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域

三 災害 火事、爆発、石油等の漏洩(あふれ)、流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除した得た数値若しくは同様の規定による許可を受けているすべての事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

四 第一種事業所 石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に所在

する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を第一号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を同号イに規定する政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるものをいう。

五 第二種事業所・特別防災区域内に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

七 第一種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

八 第二種事業者 第二種事業所を設置している者をいう。

九 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業者をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又是延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備(消防法、高圧ガス取締法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。)である。

する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を

第一号イに規定する政令で定める基準貯蔵・

取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの

処理量を同号イに規定する政令で定める基準

処理量で除して得た数値又はこれらを合計し

た数値が一以上となるものをいう。

五 第二種事業所・特別防災区域内に所在する事

業所のうち第一種事業所以外の事業所であつ

て、政令で定める基準に従い、相当量の石油

等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵

し、又は処理することにより当該事業所にお

ける災害及び第一種事業所における災害が相

互に重要な影響を及ぼすと認められるものと

して都道府県知事が指定するものをいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業

所をいう。

七 第一種事業者 第一種事業所を設置してい

る者をいう。

八 第二種事業者 第二種事業所を設置してい

る者をいう。

九 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業

者をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又

は延焼の防止のための施設又は設備その他の

災害の拡大のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備(消防法、

高圧ガス取締法その他の災害の防止に関する

法令の規定により設置すべきものを除く。)で

あつて、主務省令で定めるものをいう。

(特定事業者の責務)

第三条 特定事業者は、その特定事業所における

災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を

講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特

別防災区域内において生じたその他の災害の拡大

の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一

体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。

(国及び地方公共団体の施策)

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行

うべき防災活動について必要な助言又は指導を

するとともに、この法律又は関係法律の規定に

基づき、総合的な灾害応急対策の実施その他防

火体制の樹立を図る等特別防災区域内に係る災害

の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のため

に必要な施策を講ずるものとする。

(新設等の届出等)

第五条 第一種事業所(石油貯蔵所等を設置する

事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第

一項の規定による許可に係る事業所であるもの

に限る。以下この章において同じ。)の新設(右

に記載する。以下この章において同じ。)の新設(右

に記載する。以下同じ。)をしようとする者

は、主務省令で定めるところにより、書面で、

その者の氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)及び住所、設置の場所、新設の

ための工事の開始の予定日並びに当該事業所に

係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する

計画を主務大臣に届け出なければならない。

見を述べようとするときは、関係市町村長の意

見を聽かなければならない。

(経過措置)

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際に現地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施

設地区、用役施設地区、事務管理施設地区そ

の他の施設地区に区分した場合におけるこれ

らの施設地区(以下「各施設地区」という。)の

面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び

連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあ

るものとの配置

三 敷地面積

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をする場合には、当該

事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区的配

置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区

別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処

理量を示す書面その他の主務省令で定める書類

を提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令

で定める行政機関の長(以下「関係行政機関の

長」という。)、関係都道府県知事及び関係市町

村長に送付するものとする。

係都道府県知事の意見を聽かなければならな

い。この場合において、関係都道府県知事が意

見を述べようとするときは、関係市町村長の意

見を聽かなければならない。

(経過措置)

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際に現

地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施

設地区、用役施設地区、事務管理施設地区そ

の他の施設地区に区分した場合におけるこれ

らの施設地区(以下「各施設地区」という。)の

面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び

連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあ

るものとの配置

三 敷地面積

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をする場合には、当該

事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区的配

置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区

別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処

理量を示す書面その他の主務省令で定める書類

を提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令

で定める行政機関の長(以下「関係行政機関の

長」という。)、関係都道府県知事及び関係市町

村長に送付するものとする。

する場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について適用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置」とあるのは「当該変更に係る第一種事業所の」こと、同条第四項中「新設に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と読み替えるものとする。

(新設等の計画に係る指示)

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出(以下「新設等の届出」という)があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画(以下「新設等の計画」という。)の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分(当該変更に関する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。)について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止(以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。)をするために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができ

る。

一 第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の

状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

二 第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施設地区との関係、当該第一種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれが

あると認められること。

2 主務大臣は、新設等の届出(前条第一項の規定による届出であつて、当該届出に係る変更に関する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の減少のみを内容とするものであるものを除く。)があつた場合において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。

3 関係行政機関の長は、第五条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出書の写しの送付を受けた場合において、前二項の規定による指示を要すると認めるときには、当該届出に係る新設等の計画の廃止を指示することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による指示は、新設等の届出が受理された日から三月以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかるわらず、主務大臣は、実地の調査を行うため必要があるとき、その他同項の規定による期間内に第一項又は第二項の規定による指示をすることができない合理的な理由があるときは、一月の範囲内において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の規定による期間が経過する前であつても、新設等の計画について災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあつた場合は、当該指示又は通知があつた日。

8 主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定によると認められたときには、あらかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新設等の計画について第一項又は第二項の規定による指示をしないことを決定し、その旨を当該新設等の届出をした者に通知するものとする。

は、主務大臣に対し、当該指示をすることを要請することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(消防法等の許可との関係)

第九条 消防法第十一條第一項の規定による許可又は高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可(以下「消防法等の許可」という。)をする権限を有する自治大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「許可権者」という。)は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間(同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間)が満了する日(同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」といいう。)までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

2 前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。

第一項の規定による指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当

該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二 当該届出に係る新設等の計画について前条第二項の規定による指示があつた場合

3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行なわれた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第

十一条第五項本文及び高圧ガス取締法第二十条の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律

第一条)第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画(当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたと

きは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画」とする。

(実施の制限)

第十一条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更(消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス取締法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設(第十二条において「許可施設」といふ。)に係るもの)を除く。次条第一項において同じ。)をしてはならない。

(新設等の確認)

第十一條 新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画(当該計画に

ついて第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。)に適合していなかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(使用停止命令)

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合しない第一種事業所(当該計画に適合していない第一種事業所(当該計画に適合していない第一種事業所(当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所(当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。)当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

(当該計画に係る施設が許可施設のみである場合は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画(当該計画に

ついて第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。)に適合していなかうかについて、主務大臣の確認を受けなければならぬ。

3 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一号又は第二号の主務省令で定める基準(以下この号及び次号において「設置基準」という。)に適合していない。

4 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしないで第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項(当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。)が設置基準に適合していない第一種事業所(当該変更に係る同項

適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

(氏名等の変更の届出)

第十三条 第一種事業者(第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。)は、

その氏名(法人にあつては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(地位の承継)

第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2 第一種事業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、

当該第一種事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

第三章 特定事業者に係る災害予防

(特定防災施設等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。)に届け出て、検査を受けなければならない。

3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

(自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス取締法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならぬ。第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備(以下「防災資機材等」という。)を備え付けなければならない。

5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。

6 市町村長等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長に通知するものとする。

(防災管理者等)

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

(共同防災組織)

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき第十六条第二項の規定による業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定によるところにより、自衛防災組織が行うべき第十六条第六項の規定による業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(防災規程)

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

5 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について準用する。

(経過措置)

第二十条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。)については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となつた日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

1 第十五条规定の規定 一年間(同項の規

業所内にいないとときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。

5 第一条の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるとは副防災管理者を選任したときは、特定事業者又は(同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十二条第一項第四号において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第一条の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときには、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内である政令で定める期間)

二 第十六条の規定 一年間 (同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間)

三 第十七条及び第十八条の規定 一年間

前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替えるものとする。

(措置命令及び使用停止命令)

第二十一条 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

一 第十五条第一項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持していない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持すること。

二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。

三 第十六条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備えていない特定事業者は第四項若しくは第十九条第四項に定める

ところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けることは第四項若しくは第十九条第四項に定める

(自衛防災組織等に対する指示)

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

四 共同防災訓練の実施

第四章 災害に関する応急措置

他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩、その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めた特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五 第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者 防災規程を作成すること。

二 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

二 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救助機関その他の関係機関に通報しなければならない。

二 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けた前項に規定する市町村長の職権を行ふ市町村(特別区の存する区域においては、都)の吏員及び同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長の職権を行ふ海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長の職権を行ふことができる。

(自衛防災組織等の災害応急措置)

二十四条 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のため必要な措置を行わなければならぬ。

一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の前項の特定事業所が所在する特別防災区域の

第二十六条 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号))第九条に規定す

共同研究

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

四 共同防災訓練の実施

(災害応急措置の概要等の報告)

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の前項の特定事業所が所在する特別防災区域の

第二十五条 市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次項において同じ。)又は第六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織又は共同防災組織に指示をることができる。

二 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けた前項に規定する市町村長の職権を行ふ市町村(特別区の存する区域においては、都)の吏員及び同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長の職権を行ふ海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長の職権を行ふことができる。

二 災害応急措置の概要等の報告)

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の前項の特定事業所が所在する特別防災区域の

第二十六条 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号))第九条に規定す

他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の前項の特定事業所が所在する特別防災区域の

第二十七条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩、その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めた特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

二 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

二 消防署長又は市町村長若しくはその委任を受けた前項に規定する市町村長の職権を行ふ市町村(特別区の存する区域においては、都)の吏員及び同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長の職権を行ふ海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長の職権を行ふことができる。

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の前項の特定事業所が所在する特別防災区域の

第二十六条 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号))第九条に規定す

に伝達すること。

専門員を置くことができる。

る国の行政機関の地方支分部局その他の國の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第五章 防災に関する組織及び計画
(石油コンビナート等防災本部)

第二十七条 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)を置く。

2 特別防災区域であつて、第二条第一号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかるらず、防災本部を置かないことができる。

3 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災(災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じ。)に関し、次の事務をつかさどる。

一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 防災に関する調査研究を推進すること。

三 防災に関する情報を収集し、これを関係者

四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員
当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別

防災区域内の防災上重要な施設の管理者(第

三十一条において「関係機関等」という。)が石

油コンビナート等防災計画に基づいて実施す

る災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

五 石油コンビナート等現地防災本部に対し、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行ふこと。

六 災害が発生した場合において、国の行政機関(関係特定地方行政機関を除く。)及び他の

都道府県との連絡を行ふこと。

七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(防災本部の組織)

第二十八条 防災本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3 本部長は、防災本部の事務を総括する、

4 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部員がその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員
当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面監視又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長

四 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

五 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長

六 当該都道府県の区域内の市町村(前号に規定する市町村を除く。)のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長

七 前二号に規定する市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域」とは、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者

九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者

7 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の職員

8 前各号に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。(石油コンビナート等現地防災本部)

9 第二十九条 防災本部の本部長は、特別防災区域内の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域内において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもつて組織する。

3 現地本部長及び現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

4 現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特別防災区域内に係る災害に関する防災活動の実施について、防災本部の事務の一部を行ふ。

(防災本部の協議会)

第三十条 一の特別防災区域が二以上の都府県にわたつて所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの都府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に関する石油コンビナート等防災計画を作成し、防災本部の協議会を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二条第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の協議会を設置しないことができる。

2 前項の防災本部の協議会の組織、運営その他防災本部の協議会に関する必要な事項は、政令で定める。

(石油コンビナート等防災計画)

第三十一条 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これを修正しなければならない認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する指定地域都道府県防災計画に規定するものであつてはならない。

2 防災計画は、前項の特別防災区域に係る防災

と。

十三 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

十四 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に關すること。

十五 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に關すること。

十六 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に關すること。

十七 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

十八 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

十九 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十一 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十二 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十三 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十四 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十五 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十六 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十七 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十八 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

二十九 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

三十 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

三十一 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

三十二 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

三十三 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

三十四 災害時における避難、交通の規制、警戒に關し、次の事項について定めるものとする。

一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第二号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十二条第一項に規定する特別防災区域に規定するもの）」と、同法第三十二条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議」と、同法第二十二条第一項中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、同法第二十二条第一項中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、同法第二十二条第一項中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、同法第五十八条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又は県地域防災計画又は石油コンビナート等防災本部」と、同法第五十五条第一項中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又は石油コンビナート等防災本部又はこれら」と、同法第五十八条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災本部」とする。

第六章 緑地等の設置

(設置計画の作成等)

第三十三条 地方公共団体の長は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第二条第三項第一号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設(以下「緑地等」という。)を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条第一項の港務局の委員長を含む。)の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成し、主務大臣の承認を受けるものとする。

官報号外

(第一種事業者に係る費用の負担等)

第三十四条 地方公共団体は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用で政令で定めるものの額の三分の一に相当する額(以下この条において「負担総額」という。)を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該第一種事業者となることが確実と認められる者を含む。以下同じ。)に負担させることができる。

2 前項の緑地等の設置につき各第一種事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」といふ。)の額は、各第一種事業者について、当該第

一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在す

る第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者は又は負担総額に変更があったとき、その他の事業者又は事業者負担金の額を変更する必要が生じたときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者又は負担総額に変更があったとき、その他事業者負担金の額を変更する必要が生じたときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者負担金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定による国の補助の割合が二分の一を超えるときは、当該経費についての国の補助の割合については、当該他の法令の定めるところによる。

2 前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定め

2 前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することによるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

とができる。

(政令への委任)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、地方公共団体の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の額を納付することとなる額の算定及び交付に係る必要な事項は、政令で定める。

第七章 総則

(特別防災区域の指定)

第三十八条 主務大臣は、第一条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長(特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。)は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス取締法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による報告を受けた都道府県知事又は前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講すべきことを要請することができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他援助に努めるものとする。

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事への報告等)

(消防法との関係)

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。

(適用除外)

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。

第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認又は第十五条第二項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(手数料)

第四十六条 この法律における主務大臣は、次とおりとする。

(主務大臣等)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(簡易化)を定めることができることで、その経過措置を含む)を定めることができる。

二 第三十三条の規定による承認に関する事項については、建設大臣

三 第三十六条第二項の規定による指定に関する事項については、自治大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届出の受理(要請を受けることを含む。)。

二 第二条第十号の施設若しくは設備、第十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第五項若しくは第十九条第三項の規定による届出、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の防災規程若しくは共同防災規程又は第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、自治省令

三 第四十二条の規定による命令、第三十一条第三項の規定による通知に関する事項については、通商産業省令

通知、同条第一項の規定による確認、第十二条の規定による命令、第三十一条第三項の規定による通知に関する事項については、通商産業省令

自治省令

三 第四十一条第二項の規定による通知に関する事項については、通商産業省令

(経過措置の命令への委任)

第四十八条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第一種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガ

ス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。次号において同じ。)の新設をした者

二 第七条第一項の規定による届出をしないで第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更をした者

一 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定による届出、第五条第一項若しくは第八条第一項の基準又は第五条第二項(第六条第二項及び第七条第一項において準用する場合を含む。)の書類に関する事項については、通商産業省令。

二 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定による届出をしないで第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更をした者

- 三 第十二条の規定による命令に違反した者
- 四 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条の規定に違反した者
- 三 第二十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六条第五項又は第十七条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者
- 四 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第四十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

官 報 (号)

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第三十六条第一項の規定は、昭和五十一年度

分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例によ

る。

(消防法の一部改正)

3 消防法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「適合する」を「適合し、か

つ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は灾害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第十二条の二第四号中「第十二条第二項」を

「前条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

第十二条の二に次の二号を加える。

七 第十四条の三の二の規定に違反したと

き。

第十二条の六の次に次の二号を加える。

第十二条の七 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理者又は占有する者で、政令で定める数量以上

の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない。

第三十六条の次に次の二号を加える。

第三十九条の一 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又

は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又

は、これと同様とする。

第十四条の三の次に次の二号を加える。

第十四条の三の二 政令で定める製造所、貯蔵

所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、自治省令で定めるところにより、定期

に点検し、その点検記録を作成し、これを保

存しなければならない。

第十四条の三の二 第二号中「その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは」を「その他の事

故が発生したときは」に改め、「直ちに、」の下に

「引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出

した危険物の除去その他」を加え、同条に次の二号を加える。

一項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急

の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条の次に次の二号を加える。

第三十九条の一 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又

は、これと同様とする。

第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又

は、これと同様とする。

第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製

造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出さ

せ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の

危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若し

くは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

ただし、公共の危険が生じなかつたときは、

これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者

は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円

以下の罰金に処する。

第四十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に

改める。

二六四

第四十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

第四十四条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 第十四条の三の二の規定による点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかつた者

第四十四条第六号中「第十五条の二第一項」の下に「第十二条の七第二項」を加える。

第四十五条中「業務に関するもの」に、「第三十九条の二第一項若しくは第二項、第三十九条の三第一項若しくは第二項」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十四項とし、附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十

21 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の一表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇〇	円 銭

22 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第二十一項及び第二十二項の規定は、昭和五十年分の地方交付税から適用する。

(消防施設強化促進法の一部改正)

6 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

(消防施設強化促進法の一部改正)

7 前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二項及び第三項の規定は、昭和五十年度分の予算に係る国庫補助金から適用する。

(消防組織法の一部改正)

8 消防組織法(昭和二十二年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二号を第二十三号とし、第一

21 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別

防災区域の指定のあつた日の属する年度から

その日から三年を経過する日の属する年度ま

9 (自治省設置法の一部改正)
自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

10 第四条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の二号を加える。

三十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第号)の施行に関する事務を行うこと。

11 和五年法律第号の施行に関する事務を行うこと。

12 (通商産業省設置法の一部改正)
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

13 第四条第一項第三十号の二の次に次の二号を加える。

14 第九条の二第八号の次に次の二号を加える。
八の二 石油コンビナート等災害防止法の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

15 第九条の二第八号の次に次の二号を加える。

○原文兵衛君登壇、拍手
○原文兵衛君登壇、拍手

16 本法律案は、石油コンビナート等における災害

17 本法律案は、石油コンビナート等災害防止法案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

18 本法律案は、石油コンビナート等災害防止法案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

19 本法律案は、石油コンビナート等災害防止法案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

20 本法律案は、石油コンビナート等災害防止法案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

21 本法律案は、石油コンビナート等災害防止法案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

22 本法律案は、石油コンビナート等災害防止法案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

の発生及び拡大の防止等の総合的な施策の推進を図るために所要の措置を講じようとするものであります。

内容の要点を申し上げますと、第一に、大量の石油もしくは高圧ガスを貯蔵し、取り扱う区域等を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、その区域内における一定の事業所の新設等について届け出の義務を課し、主務大臣は防災上の見地から計画の変更等を指示することができるようになります。

第二に、各種の防災施設及び自衛防災組織の設置、防災管理者の選任等を事業者に義務づけるとともに、人員、資機材を備えた共同防災組織等を設置すること。

第三に、関係都道府県に、知事を本部長とし、

関係市町村長等を本部員とする防災本部を常設するとともに、防災緑地等の設置費用について事業者、国及び地方公共団体の負担割合を定めること。その他罰則規定を設けるほか、消防法等の関係法律にも所要の改正を加えることとしております。

委員会におきましては、委員派遣を行つて川崎地区の石油コンビナートの実情調査を行う等慎重審査を行い、コンビナート防災行政の一元化方策、石油備蓄計画とその安全対策、既存施設に対する保安規制の強化、事業所等の自衛防災体制の拡充並びに市町村消防機関の整備充実等の諸点について質疑が行われましたが、詳細は会議録に

よつて御承知願います。

質疑終局の後、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、コンビナート災害の根絶を期するため、関係法令による規制の強化と総合的、一体的防災対策の確立、緑地帯設置等のための十分な財源措置、防災に関する科学技術の研究開発の推進等十一項目にわたる附帯決議を付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○謙長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謙長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本法施行に要する費用として、昭和五十年度裁判所関係予算に七百八十万四千円見込まれてゐる。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十一月十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

○謙長(河野謙三君) 口程第五 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長多田省吾君。(拍手)

〔小字は衆議院修正〕
刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十一月二十日

参議院議長 河野 謙三殿 法務委員長 多田 省吾

次のように改正する。
第四条第一項中「六百円以上二千一百円以下」を「八百円以上三千二百円以下」に改め、同条第三項中「五百万円」を「千〇万円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

附 則

「千万円」が「千五百万円」に修正議決された旨の説明がなされました。十一月二十日、刑事補償金額改定の算出根拠、刑事補償金請求手続の簡素化等、熱心な質疑がなされましたが、詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入り、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

右
明書

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は都合により第十四号末尾に提出する。

内閣総理大臣 田中 角栄

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

四八検第三〇七号
昭和四十八年十一月二十八日

内閣総理大臣 田中 角栄殿

会計検査院長職務代行
検査官 白石 正雄

日本放送協会昭和四十七年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

○議長(河野謙三君) 日程第六 日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長竹田現照君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

1 昭和四十七年度財産目録

財産目録

昭和四十八年三月三十一日現在

科 目	内 容		要 証 金 額	合 計
	摘 要	記 述		
(資産の部) 流動資産				
現金預金				
受信料未収金	現銀行預金 郵便振替金		一七、四三、五六、三九六 四、九七、〇九、三三三	一七、四三、五六、三九六 四、九七、〇九、三三三
有価証券	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
貯蔵品	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
前払費用	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
その他の流動資産	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
未収金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
差入保証金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
差入保証金 保管有価証券	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
自動車損害賠償 支払準備資産	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
仮払金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
諸立替払金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇
集金委託保証預 り有価証券	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△一〇、七〇、七〇〇 △一〇、三一、八五、三一〇 △一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇	一〇、七〇、七〇〇 九六、九〇、七〇六 一〇、三一、八五、三一〇

昭和五十年十一月十日 参議院会議録第十二号 日本放送協会昭和四十七年度財産年報、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

2 昭和四十七年度貸借対照表

昭和四十八年三月三十一日現在

固 定 負 債		前 受 收 益		部外技術協力料
長 期 借 入 金		預 り 有 価 証 券		預 り 金
退 職 手 當 引 當 金		支 払 準備 金		集 金 委 託 保 証 金
負 債 合 計		仮 受 金	支 払 準備 金	預 り 金
		源泉徴収所得税 ほか	集 金 委 託 保 証 金	預 り 金
		三、八、四、五、五七	集 金 委 託 保 証 金	一、九〇〇、八五
		至、八六六、〇〇〇、〇〇〇	集 金 委 託 保 証 金	七五、三七〇、〇〇〇
		一〇、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	集 金 委 託 保 証 金	七五、三一九、〇〇〇、〇〇〇
		四、四五〇、〇〇〇、〇〇〇	集 金 委 託 保 証 金	六九、〇九九、九六八、八七

昭和五十年十二月十日 参議院会議録第二号 日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

器 具 什 器		當金	△	四六〇、七五五、四四九
地				一四〇、一五九、〇〇一
建 設 仮 勘 定				
無 形 固 定 資 產				
無 形 固 定 資 產				
特 定 資 產				
無 形 固 定 資 產 合 計				
放 送 債 券 債 還 積 立 資 產				
繰 延 勘 定				
前 払 費 用				
放 送 債 券 発 行 差 金				
繰 延 勘 定 合 計				
(負 債 の 部)				
流 動 負 債				
短 期 借 入 金				
受 信 料 前 受 金				
固 定 負 債				
放 送 債 券				
長 期 借 入 金				
退 職 手 当 引 当 金				
固 定 負 債 合 計				
(資 本 の 部)				
資 積 立				
當 期 資 產 充 当 金				
當 期 欠 損 金				
資 本 合 計				

(科 目)		金額
事 業 収 入	受 信 料	一〇四、九二〇、〇五〇、〇〇
交 付 金 収 入	一三一、〇六〇、一〇〇	一、八九、七六、八六九
雜 取 入		
事 業 収 入 合 計		一〇四、九二〇、〇五〇、〇〇
事 業 支 出		
給 国 内 放 送 費	三六、九〇、九九九、四七一	一、八九、七六、八六九
國 際 放 送 費	七五、〇五〇、〇五〇、〇〇	一〇、三六九、三一九、六四四
事 業 支 出 合 計		一、八九、七六、八六九
調 研 費	一、五七〇、三八、〇〇〇	一、五七〇、三八、〇〇〇
減 価 却 費	一、五六六、一四一、六九	一、五六六、一四一、六九
連 繩 費	三、八四七、六一、八六	三、八四七、六一、八六
事 業 支 出 合 計		一、五六六、一四一、六九
4 昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書		昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで
1 概 要		
日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和四十七年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開拓と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努めた。		
当年度の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、四一億五、一六二万二千円に対し、負債総額六九〇億九、九九六万九千円、資本の部における資本七五〇億円、積立金四六億一、七六六万四千円、当期欠損金五億六、六〇一万一千円である。		
なお、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一二二九号)の規定により、沖縄放送協会から承継した資産総額は九億九、四二五万三千円、負債総額は一〇億一、八二二万八千円であり、差引き資本欠損額は一、三九七万五千円であった。		
次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入一、〇九九億七、八八六万八千円に対し、事業支出は一、一〇五億四、四八七万九千円であり、差引き当期欠損金は五億六、六〇一		

4 昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

1 概 要

日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和四十七年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開拓と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努めた。

当年度の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、四一億五、一六二万二千円に対し、負債総額六九〇億九、九九六万九千円、資本の部における資本七五〇億円、積立金四六億一、七六六万四千円、当期欠損金五億六、六〇一万一千円である。

なお、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一二二九号)の規定により、沖縄放送協会から承継した資産総額は九億九、四二五万三千円、負債総額は一〇億一、八二二万八千円であり、差引き資本欠損額は一、三九七万五千円であった。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入一、〇九九億七、八八六万八千円に対し、事業支出は一、一〇五億四、四八七万九千円であり、差引き当期欠損金は五億六、六〇一

昭和五十年十二月十日 参議院会議録第十二号 日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一一〇

(1) 財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

2 財産目録および貸借対照表

当年度末の資産総額は、前年度末の一、三四〇億八、五八四万四千円に比べ一四〇億六、五七七万八千円増加し、一、四八一億五、一六二万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十六年度末		昭和四十七年度末	
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)
流動資産				
現金預金	一五九億八、八二三万七千円	二・九	一七五億三、二五八万八千円	二・八
受取手形	一六六、七七	八七〇	一五九、五五	一、五四
未収料金	一六六、〇〇	一・〇	一〇一、〇〇	〇・七
貯蔵品	一六一、九六	〇・一	一〇六、七三	〇・一
合計	二三〇、六四八四	100・0	二五二、五三	100・0
ア 流動資産				
当年度末の流動資産は、前年度末の一五九億八、八二三万七千円に比べ一七五億三、二五八万八千円増加し、一七五億三、二五八万八千円となり、その内容は次表のとおりである。				

(単位 千円)

区 分	昭和四十六年度末	昭和四十七年度末	増 減
現金預金	五、〇三一、七九	四、九七〇三六	△
受取手形	九三、五五	九六、七一	△
未収料金	八、四六一、〇〇	一〇、三五一、八八	一、九五、八八
貯蔵品	六、四六一、七九	一、〇八一、三五	△
合計	二三〇、六四八四	二五二、五三	二、五九、五九

(注1) 現金預金 (単位 千円)

合計 金額 摘 要

注2 受信料未収金 (単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
受信料未収金	一一〇、九九	当年度末の受信料未収額	
未収受信料欠損引当金	△ 一、三五一、〇〇	翌年度における収納不能見越額	

注3 有価証券 (単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要	要
電信電話債券	六四四、五五	六四四、五五	六四四、五五		
金庫融資債券	九、〇八六、〇〇	九、〇八六、〇〇	九、〇八六、〇〇		
政府事業債券	一、四〇三、〇〇	一、四〇三、〇〇	一、四〇三、〇〇		
保証債券	一、四〇〇、〇〇	一、四〇〇、〇〇	一、四〇〇、〇〇		
合計	一〇九、〇〇六五	一〇九、〇〇六五	一〇九、〇〇六五		

注4 貯蔵品 (単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
フリーリム	八六、八六		
放送記念品	二三、四六三		
被服	一、五六二		
合計	一〇九、八九		

(注5) 前払費用 (単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
長期借入金利息	一七一、〇七		
その他の前払費用	四二、三五三	自動車損害賠償責任保険保険料ほか	
合計	三一、四七〇		

(注6) その他の流動資産 (単位 千円)

区 分	金額	摘要	要
未収料金	二八七、七〇	有価証券利息ほか	
保管有価証券金	廿八、三三	建物賃借保証金ほか	
仮払金	七四〇	集合委託保証預り有価証券	
合計	一、七二	諸立替払金	

イ 固定資産

(単位 千円)

区 分	前 年 度 高 末	当 年 度 增 加 領	当 年 度 減 少 領	当 年 度 未 残 高	減 価 損 却 額 累 計	差 引 当 年 度 末 残 高
有形固定資産						
建物	三一〇、三九五、零六	三七、三六四、零六	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五
構築物	六〇、〇六四、八二	一六、一四六、三七	一九、五九八、七二、一〇一、六二	一九、五九八、七二、一〇一、六二	一九、五九八、七二、一〇一、六二	一九、五九八、七二、一〇一、六二
機械	三一、八一、一九	四、一三、九七	六〇、一五三、三五、一〇八、一〇八	六〇、一五三、三五、一〇八、一〇八	六〇、一五三、三五、一〇八、一〇八	六〇、一五三、三五、一〇八、一〇八
器具	一〇、九一、九五	一三、四六七、七三	一三、四六七、七三	一三、四六七、七三	一三、四六七、七三	一三、四六七、七三
建物備附器	八、六六、四六	一五九、八一	三九〇、九八	一五九、八一	一五九、八一	一五九、八一
地盤	五八、三五	二、三六、一七	一、八五、五〇	一、八五、五〇	一、八五、五〇	一、八五、五〇
無形固定資産	一、四、九〇、九五	一、五九、八一	一、八五、五〇	一、八五、五〇	一、八五、五〇	一、八五、五〇
合 計	三一、一三九、八三	三七、六一、〇九	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五	一〇、九〇七、七〇三、五七、九五

千円増加し、六九〇億九、九九六万九千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	昭和四十六年度末		昭和四十七年度末	
		構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	増 減
流動負債	一一、九〇七、八九	三一・〇	一三、三九〇、九九	一九・一	一、六七、五〇
固定負債	四一、九三三、〇〇	七八・〇	五、六九、〇〇	八〇・九	一三、四三、〇〇
合 計	五四、三三六、四六	一〇〇・〇	六六、〇九九、九九	一〇〇・〇	一四、七三、四〇

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、二七六億九、六一五万七千円であり、これは総合、教育両テレビジョン局の建設、放送会館の整備、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

ウ 特定資産

放送債券償還積立資産
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の一億六、二九三万六千円に比べ、五、三一九万三千円減少し、一億九七四万三千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十六年度末		昭和四十七年度末		(単位 千円)
	増	減	年 度 末	増 減	
放送債券償還積立資産	一、二六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	

エ 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の一億六、二九三万六千円に比べ、五、三一九万三千円減少し、一億九七四万三千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十六年度末		昭和四十七年度末		(単位 千円)
	増	減	年 度 末	増 減	
繰延勘定	一、三六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の五四三億七、六四六万五千円に比べ一四七億一、三五〇万四

区 分	昭和四十六年度末		昭和四十七年度末		(単位 千円)
	増	減	年 度 末	増 減	
前払費用	一、三六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
放送債券発行差金	一、三一、九五九	一、〇九、七五九	一、二九、七五九	一、〇九、七五九	
合 計	二、六八、九三	△	二、三七、七二	△	

昭和五十年十二月十日 参議院会議録第十二号 日本放送協会昭和四十七年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の四二四億三、三〇〇万円比べ一三四億三、六〇〇万円増加し、五五八億六、九〇〇万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	昭和四十六年度末		昭和四十七年度末		増 減
		放送債券	長期借入金	放送債券	長期借入金	
退職手当引当金	合計	三、六〇〇,000	三、六〇〇,000	三、六〇〇,000	三、六〇〇,000	△ 三、六〇〇,000
合計	合計	三、六〇〇,000	三、六〇〇,000	三、六〇〇,000	三、六〇〇,000	△ 三、六〇〇,000

注 放送債券および長期借入金

区分	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		(単位 千円)
		度末	増 減	度末	年度末	
放送債券	計	三、六〇〇,000	○	三、六〇〇,000	一〇・一〇・〇〇〇	
長期借入金	計	三、六〇〇,000	一八・八四・三五	三、六〇〇,000	一〇・一〇・〇〇〇	

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の七九七億九三七万九千円に比べ六億五、七七二万六千円減少し、七九〇億五、一六五万三千円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資本

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産
一百六、三三万五千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額
三〇億八、八五七万七千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額
七一七億四、八〇四万八千円
イ 積立金
前年度末残高三億一、六六六万三千円に当年度繰入高(昭和四十六年度当期資産充当金および当期剰余金)三億九、二七一万六千円、固定資産売却益等積立金の増加高三億二、九一五万一千円を加え、他方、沖縄放送協会承継欠損金二、三九七万五千円、固定資産の売却損等積立金の減少高三億九、六八九万一千円を差し引いた結果である。
ウ 当期欠損金
三 損益計算書

事業収入一、〇九九億七、八八六万八千円に対し、事業支出は一、一〇五億四、四八七万九千円であり、差し引き当期欠損金は五億六、六〇一万一千円である。
なお、前年度決算額の事業収入一、〇〇九億八、五七一万四千円、事業支出一、〇〇五億九、二九九万八千円に比較すれば、事業収入は八九億九、三一五万四千円、事業支出九九億五、一八八万一千円の増加である。
(1) 事業収入
事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加とともに受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区分	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		受付料	収入料	受付料	収入料	
合計	合計	一、九五・七一	一〇・九七・六六	一、八六・七七	八・九三・一五	
合計	合計	一、九五・七一	一〇・九七・六六	一、八六・七七	八・九三・一五	

区分	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		(単位 千円)
		年	度	年	度	
カラーキャンペーン料	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	
受付料	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	

ア 有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

区分	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		(単位 千件)
		年	度	年	度	
普通契約	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	
カラーキャンペーン料	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	

注 昭和四十七年度増加数には沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一二九号)の規定により契約を締結したものとみなされた一二万五千件を含む。これによる受信料収入額は、前年度の九九〇億二、一八九万一千円に比べ八九億六一九万一千円増加し、一、〇七九億二、八〇八万二千円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

区分	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		(単位 千円)
		年	度	年	度	
普通契約	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	
カラーキャンペーン料	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	

区分	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		(単位 千円)
		年	度	年	度	
交付金収入	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	
国際放送関係政府交付金	合計	一一・九〇	△	一一・九〇	△	

ウ 雜 収 入
前年度の一七億九、七二四万円に比べて、一四七万七千円増加し、一八億一、九七一萬七千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		受入	利息	受入	利息	
合	計	八四一、八〇三	△	一、〇一五、五九〇	△	一、〇六、四六一
事業支出		一、七九七、二〇〇		一、八一九、七七七		一二、三六一、九〇一

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		昭和四十六年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十七年度	
国際貿易	査定	三一、八六六、〇六一	三六、九〇一、九九	二八、七四四、八三	二九、七〇四、九九	一二、三六一、九〇一
通関手数料	理賃	九、三六一、七九	一〇、三六一、七九	七〇、三六一、七九	七一、三六一、七九	一二、三六一、九〇一
税金	放送	一、五九九、五〇四	一、五九九、五〇四	一、五九九、五〇四	一、五九九、五〇四	一二、三六一、九〇一
手数料	送金	一、九〇〇、〇三三	一、九〇〇、〇三三	一、九〇〇、〇三三	一、九〇〇、〇三三	一二、三六一、九〇一
手数料	手数料	一〇〇、五九一、九九	一一〇、五四四、八九	九、五九一、八八	九、五九一、八八	一二、三六一、九〇一
合	計					
合	計	一一〇、五九一、九九	一一〇、五四四、八九	九、五九一、八八	九、五九一、八八	一二、三六一、九〇一
給与	給与	一一〇、五九一、九九	一一〇、五四四、八九	九、五九一、八八	九、五九一、八八	一二、三六一、九〇一
合	計					
区内	分	昭和四十六年度	昭和四十七年度	増 減		
合	計	三一、三三一、四四六	三六、九〇一、九九	四、九三一、〇九		
区内	分	昭和四十六年度	昭和四十七年度	増 減		
合	計	三一、八六六、〇六一	三六、九〇一、九九	五、〇〇九、九九		
区内	分	(単位 千円)	(単位 千円)	(単位 千円)		
合	計	一六、〇六、三二	一六、三〇、二五五	一、一八、九三		
区内	分	昭和四十六年度	昭和四十七年度	増 減		
合	計	四、五九、五三三	四、五九、五九三	三、九三一、三三		
合	計	二九、九四、〇九六	二九、九四、〇九六	一、三九、三三		

注3 業務費 (単位 千円)

区	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		契約費	報酬費	受信費	改善費	
合	計	九、三六一、九三	一〇、三〇九、九三八	九、三六一、九三	一〇、三〇九、九三八	一二、三六一、九〇一
管理費						

注4 管理費 (単位 千円)

区	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		施設費	一般管理費	厚生費	健康管理費	
合	計	一、四一、八四四	一、三三九、九〇〇	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一二、三六一、九〇一
退職手当						

注5 減価償却費 (単位 千円)

区	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		取得額	当年度償却額	償却額累計	現在価額	
有形資産	建物	一五、四九、九四四	一〇、八九、九三七	一、二八、五四、八四四	一二、三六一、九〇一	一二、三六一、九〇一
機械器具	建築	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一二、三六一、九〇一
無形資産	建物	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一二、三六一、九〇一
合	計	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一、一〇九、九三七	一二、三六一、九〇一

注6 関連経費 (単位 千円)

区	分	昭和四十六年度		昭和四十七年度		増 減
		未収受信料	未払利息	未収受信料	未払利息	
合	計	一、三九、九〇三	一、三九、九〇三	一、三九、九〇三	一、三九、九〇三	一二、三六一、九〇一
放送債券発行差金償却等						

4 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

昭和五十年十一月十日 参議院会議録第十二号 日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

二七四

前 期 練 越 金

当 年 度 収 支 差 金 発 生 額

七、七〇七、九六八円

後 期 練 越 金

一三〇、五四五、九九七円

練 越 金 減 少 額 △

一三八、二五三、九六五円

昭和四十八年度前期練越金

六六、八〇五、五一二円

料欠損額確定に伴う練越金の減△二一、〇四九、四六二円)

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 許可、認可等の整理に関する法律案

○竹田現照君 拍手) 「竹田現照君登壇、拍手」
ついて、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和四十七年度決算についてであります。

その概要を申し上げますと、同協会の昭和四十七年度末における財産状況は、資産総額一千四百八十一億五千二百萬円、負債総額六百九十一億円、資本総額七百九十九億五千二百萬円となつております。また当年度中の事業収支は、事業収入一千九十九億七千九百萬円、事業支出一千五百四千五百万円でありまして、差し引き五億六千六百万円の欠損となつております。

なお、本件には会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、当年度收支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき政府並びに日本放送協会当局に対して質疑を行い、慎重審議の結果、本件につきましては全会一致をもつてこれを是認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて委員長報告のとおり是認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第七 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長加藤武徳君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

許可、認可等の整理に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十一月十八日

参議院議長 河野謙三殿 前尾繁三郎

許可、認可等の整理に関する法律案
許可、認可等の整理に関する法律

(風俗営業等取締法の一部改正)
第一条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第一百二十二号)の一部を次のように改止する。

第二条 第三項中「ばらんと屋その他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては三月ごとに、その他の営業については」

を削り、「各期間」を「期間」に改める。
(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)

第一条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十号)の一部を次のように改止する。

第七条第二項に次のただし書きを加える。
ただし、新設又は増設後の床面積の合計が三千平方メートル未満の作業場については、この限りでない。

(不動産登記法の一部改正)
第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十号)の一部を次のように改止する。

第八条第二項を次のように改める。
不動産ガ数箇ノ登記所ノ管轄区域ニ跨ガルトキハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ法務大臣又ハ法務局若クハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス

(工場抵当法の一部改正)
第四条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改止する。

第十七条第二項を次のように改める。
工場ガ数箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨ガリ又ハ工場財団ヲ組成スル数箇ノ工場ガ数箇ノ登記所ノ管轄地内ニ在ルトキハ申請ニ因リ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ法務大臣又ハ法務局若クハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス

(都市計画法(昭和四十二年法律第百号))の一部を次のように改正する。

第八条 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないと、又は緊急やむを得ないとときは、この限りでない。

(住宅金融公庫法の一部改正)
第五条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六条)の一部を次のように改正する。

第六条 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第一百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「二箇月以内」を「三箇月以内」に改める。
(気象業務法の一部改正)

第六条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「検定にあつては五千円以下、型式証明にあつては十万円以下の範囲内において、政令」を「実費を勘案して運輸省令」に改める。

第三十五条第二項及び第四十三条第二項中「政令」を「運輸省令」に改める。

第七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項及び第三項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

(都市計画法の一部改正)
第八条 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないと、又は緊急やむを得ないとときは、この限りでない。

(住宅金融公庫法の一部改正)
第九条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六条)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「主務大臣の認可を受けて」を削る。

(住宅地区改良法の一部改正)
第十条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に改めること。

第三章中第三十六条の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第三十六条の二 第九条、第二十一条及び第二十

二条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(第三条第二項の規定により都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(測量法の一部改正)
第十一条 測量法(昭和二十四年法律第八百八十八号)の一部を次のように改正する。
第五十五条の八第一項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

附 則

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して十

日を経過した日から施行する。
(経過措置)
この法律の施行前に、地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、住宅地区改良法第九条、第二十一条又は第二十二条の規定により都道府県知事がした許可その他の処分又は公告その他の行為は、第十条の規定による改正後の同法第三

十六条の二の規定により指定都市の長がした許可その他の処分又は公告その他の行為とみなす。

3 この法律(附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

○加藤武徳君 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るために、十一法律を改正して十五事項の許可、認可等について一括して整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、行政改革の推進と行政管理庁の権限、私的諮問機関に対する行政監察、天皇の靖國神社参拝等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○謹長(河野謹三君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	河野謙三君	前田佳都男君
太田淳夫君	矢原秀男君	柳田桃太郎君		
野末陳平君	相沢武彦君	高橋雄之助君		
塩出盛典君	岩動岩動	鍋島直紹君		
市山房枝君	上原正吉君	上原正吉君		
宮田輝君	道一君	道一君		
市山昭範君	内田善利君	青木一男君		
宮田寺下岩藏君	桑名義治君	青木一男君		
市山上林繁次郎君	平井卓志君	徳永正利君		
宮田三木忠雄君	阿部憲一君	八木一郎君		
市山和田春生君	吉田吉田	塙見俊二君		
市山藤井恒男君	原田和田	河本嘉久蔵君		
市山山本茂一郎君	山本黒柳	中村太郎君		
市山山田眞君	原田和田	高橋誉富君		
市山柏原立君	藤井恒男君	糸山英太郎君		
市山藤原立君	山本哲也君	塙見俊二君		
市山田渕哲也君	柏原立君	河本嘉久蔵君		
市山久保田藤原立君	田代富士男君	中村太郎君		
市山白木義一郎君	中西矢追秀彦君	高橋誉富君		
市山多田省吾君	木島中西	糸山英太郎君		
市山向井長年君	鈴木矢追秀彦君	塙見俊二君		
市山佐多邦夫君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山望月邦夫君	木島中西	中村太郎君		
市山梶木又三君	木島中西	高橋誉富君		
市山福岡日出磨君	木島中西	糸山英太郎君		
市山秦野章君	木島中西	塙見俊二君		
市山永野嚴雄君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山中村安孫子藤吉君	木島中西	中村太郎君		
市山井上吉夫君	木島中西	高橋誉富君		
市山中村登美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山榎垣徳太郎君	木島中西	塙見俊二君		
市山中村祿二君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山細川隆君	木島中西	中村太郎君		
市山佐藤正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山菅野隆君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原文兵衛君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山原政美君	木島中西	高橋誉富君		
市山高橋正雄君	木島中西	糸山英太郎君		
市山原文兵衛君	木島中西	塙見俊二君		
市山高橋正雄君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山原政美君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原文兵衛君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山原政美君	木島中西	高橋誉富君		
市山高橋正雄君	木島中西	糸山英太郎君		
市山原政美君	木島中西	塙見俊二君		
市山高橋正雄君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山原政美君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西	中村太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	高橋誉富君		
市山原政美君	木島中西	糸山英太郎君		
市山高橋正雄君	木島中西	塙見俊二君		
市山原政美君	木島中西	河本嘉久蔵君		
市山高橋正雄君	木島中西			

昭和五十年十一月十日 參議院会議録第十二号

議長の報告事項

に關する質問に対する弁答書
去る十一月十四日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

業活動の調整に関する法律案（桑名義治君外一
名発議）
中小企業省設置法案（峯山昭範君外一名発議）
小規模事業者生業安定資金金融通特別措置法案
(桑名義治君外一名発議)

同日議員から左の質問主意書が提出された。
陸上自衛隊第一空挺団に関する質問主意書（秦
豐君提出）

F X 選定作業に関する質問主意書（秦豐君提出）
去る十一月十五日議員から左の議案が提出され
た。よつて議長は即日これを商工委員会に付託し
た。

下請代金支払遲延等防止法の一部を改正する法律案(案名義治君外一名発議) 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

飼料の需給及び価格の安定に関する法律案（角屋堅次郎君外三名提出）
屋堅次郎君外三名提出
飼料作物生産振興特別措置法案（角屋堅次郎君
外三名提出）
同日議員から左の質問主意書が提出された。
水俣病に関する質問主意書（内田善利君提出）

同日左の質問主意書を内閣に転送した。
陸上自衛隊第一空挺団に関する質問主意書（秦
豊君提出）

律案(堯名義治君外一名発議)
去る十一月十八日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

內閣委員
地方行政委員
森中 守義君
加瀬 完君

官報(号外)

左の議案を建設委員会に付託した。

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

F X選定作業に関する質問主意書(秦豊君提出)

水俣病に関する質問主意書(内田善利君提出)同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る十一月二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

法務委員

同

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

同

内閣委員

内閣委員会に付託

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

内閣委員会に付託

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

内閣委員会に付託

内閣委員会に付託

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

内閣委員会に付託

旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通
間を要するため、十一月二十九日までに答弁する
旨の議長の許可した。

た。去る十一月二十八日内閣から左の答弁書を受領し

參議院議員塙出啓典君提出本州四國連絡橋に関する質問に対する答弁書

に対する御弔電をいたしました。同氏の祖国への献身はスペイン人の偉大なる手本であり、かつ将来もスペイン人にとって偉大なる手本となるであります。御弔詞に対し心から感謝申し上げます。

商工委員 高橋雄之助君
同 同
建設委員 相沢 武彦君
同日議長は、左の委員派遺承認要求を承認した。
藤井 恒男君

社会労働委員　安武　洋子君
商工委員　杏脱タケ子君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日内閣から左の報告書を受領した。
広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

去る十一月二十九日議員から左の質問主意書が提出された。

委員派遣承認要求書
一、目的 北海道炭礦汽船株式会社幌内炭鉱の
災害の実情調査
一、派遣委員

(号外)

武俊君は文化庁次長に、文部省大学局長井内慶次郎君は文部大臣官房長に、文化庁次長内山正君は文部大臣官房付にそれぞれ任命されたので、いずれもその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

文部大臣官房長 井内慶次郎君
文部省初等中等教育局長 諸沢 正道君
文部省大学局長 佐野文一郎君
文化庁次長 今村 武俊君

同日内閣総理大臣から議長宛、文部大臣官房長井内慶次郎君外三名(同日議長承認)を第七十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

同日スペイン国国会議長宛、左の謝電を
受領した。

国家元首故フランシスコ・フランコ総統の死去

内閣委員	藤田 正明君
大蔵委員	戸塚 進也君
農林水産委員	高橋雄之助君
同	相沢 武彦君
商工委員	福岡日出麿君
同	桑名 義治君
建設委員	藤井 恒男君
同	三治 重信君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	戸塚 進也君
大蔵委員	藤田 正明君
農林水産委員	福岡日出麿君
同	桑名 義治君

右の通り議決した。よつて參議院規則第百八十九条の二により承認を求める。

昭和五十年十二月四日

参議院議長 河野 謙三殿

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る五日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄返還軍用地の地籍問題に関する質問主意書

(喜屋武真榮君提出)

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員　　福岡日出麿君

同　　桑名 義治君

商工委員　　高橋雄之助君

建設委員　　相沢 武彦君

同　　藤井 恒男君

農林水産委員　　高橋雄之助君

同　　相沢 武彦君

商工委員　　福岡日出麿君

建設委員　　桑名 義治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員　　藤井 恒男君

同　　野田 哲君

文教委員　　中沢伊登子君

社会労働委員　　神田 博君

文教委員　　鹿島 俊雄君

内閣委員会　　理事 上田 哲君

農地の固定資産税に関する質問主意書

昭和五十年十一月七日

喜屋武真榮

浜本 万三君

向井 長年君

岩男 頼一君

橋本 敦君

大蔵委員　　宮田 輝君

建設委員　　上條 勝久君

農林水産委員　　宮田 輝君

通信委員　　橋本 敦君

社会労働委員　　鈴島 俊雄君

内閣委員会　　鹿島 俊雄君

農地の固定資産税に関する質問主意書

昭和五十年十一月七日

喜屋武真榮

浜本 万三君

向井 長年君

岩男 頼一君

橋本 敦君

大蔵委員　　宮田 輝君

建設委員　　上條 勝久君

農林水産委員　　宮田 輝君

通信委員　　橋本 敦君

社会労働委員　　鈴島 俊雄君

内閣委員会　　鹿島 俊雄君

去る六日議員から左の質問主意書が提出された。

沖縄返還軍用地の地籍問題に関する質問主意書

(喜屋武真榮君提出)

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員　　福岡日出麿君

同　　桑名 義治君

商工委員　　高橋雄之助君

建設委員　　相沢 武彦君

同　　藤井 恒男君

農林水産委員　　高橋雄之助君

同　　相沢 武彦君

商工委員　　福岡日出麿君

建設委員　　桑名 義治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員　　藤井 恒男君

同　　野田 哲君

文教委員　　中沢伊登子君

社会労働委員　　神田 博君

文教委員　　鹿島 俊雄君

内閣委員会　　理事 上田 哲君

農地の固定資産税に関する質問主意書

昭和五十年十一月七日

喜屋武真榮

浜本 万三君

向井 長年君

岩男 頼一君

橋本 敦君

大蔵委員　　宮田 輝君

建設委員　　上條 勝久君

農林水産委員　　宮田 輝君

通信委員　　橋本 敦君

社会労働委員　　鈴島 俊雄君

内閣委員会　　鹿島 俊雄君

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

公正取引委員会
事務局長　吉野 秀雄君

公正取引委員会
事務局審査部長　野上 正人君

文教委員　　野田 哲君

社会労働委員　　坂野 重信君

農地の固定資産税に関する質問主意書

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

公正取引委員会
事務局長　吉野 秀雄君

公正取引委員会
事務局審査部長　野上 正人君

文教委員　　野田 哲君

社会労働委員　　坂野 重信君

農地の固定資産税に関する質問主意書

同日議長は内閣総理大臣宛、去る一日付をもつて公正取引委員会事務局経済部長野上正人君は同審査部長に、公正取引委員会事務局審査部長吉野秀雄君は同經濟部長にそれぞれ任命されたのでいざれもその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

農地の固定資産税に関する質問主意書

昭和五十年十一月七日

喜屋武真榮

浜本 万三君

向井 長年君

岩男 頼一君

橋本 敦君

大蔵委員　　宮田 輝君

建設委員　　上條 勝久君

農林水産委員　　宮田 輝君

通信委員　　橋本 敦君

社会労働委員　　鈴島 俊雄君

内閣委員会　　鹿島 俊雄君

農地の固定資産税に関する質問主意書

昭和五十年十一月七日

喜屋武真榮

浜本 万三君

向井 長年君

岩男 頼一君

橋本 敦君

大蔵委員　　宮田 輝君

建設委員　　上條 勝久君

農林水産委員　　宮田 輝君

通信委員　　橋本 敦君

社会労働委員　　鈴島 俊雄君

内閣委員会　　鹿島 俊雄君

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出FX選定作業に関する再質問に対する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

議決報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

正する法律案可決報告書

許可、認可等の整理に関する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出FX選定作業に関する再質問に対する答弁書

昭和四十七年における世界的食糧需給のひつ迫を契機として、食糧の安定供給を確保することが国的基本的政策となつてゐる。そのためには、いろいろな施策が積極的に講じられなければならぬが、農地の固定資産税についても、土地を絶対的生産手段とする農業の特性や低収益性にかんがみ、現在のあり方にも十分検討する必要がある。そこで、以下の諸点につき政府の見解を明らかにされたい。

一、一般農地については、農業の特性及び農業・食糧政策の重要性にかんがみ、地方税法附則第一九条の措置を継続すべきと思うが、どうか。

二、市街化区域における農地はA・B・Cに分類され、三大都市圏の市制施行区域においては、A・B農地についてすでに宅地並み課税がなさ

れてはいる。このこと自体が都市農業を破滅させるものであるが、A・BとCという便宜的区分によつて課税を異にすることにも問題がある。

そこで、

(1) 三大都市圏すでに行われている宅地並み課税を速やかにとりやめるべきと思うがどうか。

(2) 少なくとも、これ以上の宅地並み課税の拡大がなされるべきでないと思うがどうか。

(3) 生産緑地法による実効が上がつてない理由及び実効を上げる方策はどうか。

右質問する。

昭和五十年十一月十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議員喜屋武真榮君提出農地の固定資産税

に関する質問に対する答弁書

一、について

一般農地(田・畠)の固定資産税については、現在、昭和三十八年度の税額にすえ置く措置が講じられているところであるが、宅地等の税負担との均衡、田畠価格・農業所得・生産者米価等の推移、市町村の財政状況等から段階的な負担調整措置を講じながら評価額に基づく適正な

税負担を求めるべきであるという市町村からの要望もあるので、今後慎重に検討してまいりたい。

二、について

(1) 三大都市圏の特定の都市のA農地及びB農地については、市街化区域内の宅地化を促進するという土地政策上の要請から、また、周辺の宅地との税負担の不均衡は正の見地から

昭和四十九年度より課税の適正化措置を講じているものであり、この措置を廃止する考えはない。

(2) 三大都市圏内の特定の都市のC農地及びその他の市街化区域農地についてどのように措置すべきかは、国全体の土地政策とも関連するところが大きいので、昭和五十一年度における評価替えの状況、市街化の状況等を見極めながら、慎重に検討することとしたいたい。

(3) 生産緑地法の施行後日が浅く、また、農地等の所有者の同意を要するため、生産緑地地主の都合に応じて、政府の見解を示すことは確実である。

三、赤字路線に対する助成策を考へて、船の離島航路補助制度と同様、航空路線補助制度を制定すべきだと考えるがどうか。もし

そのような考え方がないといふのであれば、どういう理由ですか。

参議院議長 河野 謙三殿
喜屋武真榮君提出農地の固定資産税

に關する質問主意書

南西航空株式会社は、昨年九月の大幅な運賃値上げに続き、今年も十月十五日付で運輸省に對し

上昇を申請していると聞いています。

沖縄県は、広大な地域に島が点在しているため、離島航路は住民の重要な生活路線になつてゐる。また沖縄県は、國鉄の恩恵も全く受けていません。したがつてかかる特殊性から、航空運賃及び料金が値上げされると、住民の生活を圧迫することは確実である。

そこで、以下の諸点について、政府のご見解を伺いたい。

昭和五十年十一月二十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿
喜屋武真榮君提出南西航空株式会社

の運賃及び料金の値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、南西航空株式会社から運輸省に對して航空運賃及び料金の値上げ申請はあつたか。あつたとすればその内容(値上げ幅・実施時期等)はどう

いうものであるか。また政府は、右申請を認めつゝあるか。認めるつもりであるとするといふものであるか。またかかる値上げ幅で、

いつからであるか。

二、前述のような、沖縄離島航空路の特殊性を考え、通行税、航空機燃料税、航行援助施設利用料を免除し、原価上昇の要因を除去する考えはないか。ないといふのなら、その理由は何か。またそれに代る助成策を考えているか。

三、赤字路線に対する助成策を考へて、離島振興の一環として、船の離島航路補助制度と同様、航空路線補助制度を制定すべきだと考えるがどうか。もし

そのような考え方がないといふのであれば、どういう理由ですか。

参議院議員喜屋武真榮君提出南西航空株式会社の運賃及び料金の値上げに関する質問に対する答弁書

に對する答弁書

一、について
南西航空株式会社(以下「南西航空」という。)から運輸大臣に對して昭和五十年十月十五日に旅客運賃等の変更申請がなされたが、その内容は、全路線の旅客の運賃及び料金を同年十二月一日から約十五パーセント、昭和五十一年四月一日から更に約十五パーセント値上げしようとするものである。

今回の申請については、現在その是非を検討中であり、まだ結論は出でていない。

なお、南西航空は、昭和四十九年度において三億四百万円の赤字を計上しているが、現状の運賃水準で推移した場合には、同社の収支は一段と悪化することも考えられる。

二、及び三、について
沖縄県における離島航空は、住民にとって相にウェートの高い交通機関であるが、その運営を行なう南西航空の経営状況は、使用機材の経済性が低いこと等により悪化しつつある。なかでも、短距離離着陸機を使用する路線は、その傾向が顕著である。

政府としては、従来から、離島航空路線の維持のため、同路線に就航する短距離離着陸機の購入に要する費用を補助してきたところであるが、今後の離島航空路線の維持については、総合的な経営改善策との関連で対策を検討することとしている。

四、について

一、について
南西航空株式会社(以下「南西航空」という。)

から運輸大臣に對して昭和五十年十月十五日に旅客運賃等の変更申請がなされたが、その内容は、全路線の旅客の運賃及び料金を同年十二月一日から約十五パーセント、昭和五十一年四月一日から更に約十五パーセント値上げしようとするものである。

今回の申請については、現在その是非を検討中であり、まだ結論は出でていない。

なお、南西航空は、昭和四十九年度において三億四百万円の赤字を計上しているが、現状の運賃水準で推移した場合には、同社の収支は一段と悪化することも考えられる。

二、及び三、について
沖縄県における離島航空は、住民にとって相にウェートの高い交通機関であるが、その運営を行なう南西航空の経営状況は、使用機材の経済性が低いこと等により悪化しつつある。なかでも、短距離離着陸機を使用する路線は、その傾向が顕著である。

政府としては、従来から、離島航空路線の維持のため、同路線に就航する短距離離着陸機の購入に要する費用を補助してきたところであるが、今後の離島航空路線の維持については、総合的な経営改善策との関連で対策を検討することとしている。

四、について

今回の申請は、人件費、燃油費等の諸経費の増大等による収支の悪化を理由としている。

経営の合理化については、從来から、安全の確保、輸送力の増強、サービスの向上等を勘案しつつ、指導を行なってきたところであるが、今後ともこの方針に沿つて、更に努力すること

いたしたい。

また、航空輸送要需の多い路線については、ジェット化をも含め空港整備のあり方にについて検討してまいりたい。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

陸上自衛隊第一空挺団に関する質問主意書

昭和五十年十一月十四日

參議院議長 河野 謙三殿
秦 豊

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

八、第一空挺団の隊内に「三島研究会」又は「国体研究会」なる研究、活動グループが現存しているのか。その規模の消長、研究の内容などについて把握はされているのか。

又それらのグループが第一空挺団のみならず横断的な連絡、接触を行なっている形跡はあるのか、明らかにされたい。

右質問する。

陸上自衛隊第一空挺団に関する質問主意書

昭和五十年十一月二十一日

參議院議長 河野 謙三殿
内閣總理大臣 三木 武夫

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

九、第一空挺団の隊員数及び部隊編成

千葉県習志野市に駐屯する最も精強な第一線部隊第一空挺団の現状について防衛省当局最新の資料によつて的確な答弁を期待する。

一、第一空挺団の隊員数及び部隊編成

二、空挺團長、那須陸將の経歴

參議院議員秦豊君提出陸上自衛隊第一空挺団に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三、入隊者選抜の基準、特に一般兵科隊員との比較(知力、体力等)をも明瞭かにされたい。

四、入隊から教育・訓練完了にいたる各段階ごとに

にその内容と期間、時間数等を示されたい。

五、空挺團員の標準的弾薬携行量は幾日分、幾日発か。

六、昨今しきりに行われている地震訓練での第一空挺団の任務はいかなるものか(首都東京を想定した場合)。

七、関連してこの訓練の想定に云う重要施設或いは重要人物等のリスト・アップを行なった事実があるか。

八、第一空挺団の隊内に「三島研究会」又は「国体研究会」なる研究、活動グループが現存しているのか。その規模の消長、研究の内容などについて把握はされているのか。

又それらのグループが第一空挺団のみならず横断的な連絡、接触を行なっている形跡はあるのか、明らかにされたい。

右質問する。

陸上自衛隊第一空挺団に関する質問主意書

昭和五十年十一月二十一日

參議院議長 河野 謙三殿
内閣總理大臣 三木 武夫

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

十、第一空挺団副團長

十一、第一空挺團副團長

十二、第一空挺團副團長

十三、第一空挺團副團長

十四、第一空挺團副團長

十五、第一空挺團副團長

十六、第一空挺團副團長

十七、第一空挺團副團長

十八、第一空挺團副團長

十九、第一空挺團副團長

二十、第一空挺團副團長

木部、普通科群、特科大隊等から成る。

二、について
第一空挺團長陸將那須明(大正九年一月二五日生・五五歳)の経歴は、次のとおりである。

五日生・五五歳)の経歴は、次のとおりである。

昭和一五年九月 防衛省(五四期)卒業

同 一九年三月 陸軍大尉

同 二七年九月 警察予備隊入隊 一等警察士

同 三四八年八月 二等陸佐

同 四一年三月 一等陸佐

同 四三年三月 陸上幕僚監部第五部普通科班長

同 四五年三月 第一空挺團副團長

同 四七年三月 陸上幕僚監部幕僚庶務室庶務班長

同 四七年七月 陸將補

同 四八年三月 第一空挺團長

同 五〇年七月 陸將

三、について
空挺訓練生となるためには、所定の体力検査、身体検査及び適正検査に合格することが必要であり、更に陸曹については三五歳以下、陸士については二七歳以下の年齢制限をしてい

る。

各検査の基準は、幹部、曹、士共通である。

が、一般隊員に比べて、身長、走力、肺活量、

昭和五十年十二月十日 参議院会議録第十二号

質問主意書及び答弁書

懸垂力、情緒安定性等において厳しい制限がある。

四、について

空挺隊員として勤務するには、基本降下課程及び降下長課程から成る空挺基本訓練課程を修了することが必要である。

なお、空挺基本訓練課程を修了した一部の者に、更に高度の技能、知識を付与するために、レンジャー課程(空挺)及び自由降下課程を置いている。

(1) 基本降下課程の期間は、約五週間であり、

地上準備訓練及び降下訓練を主として教育している。

(2) 降下長課程の期間は、約三週間であり、落下さんの整備、地上準備訓練及び降(投)下訓練を主として教育している。

(3) 幹部についてのレンジャー課程の期間は、約九週間であり、指揮運用、山地潜入及び地図判読を主として教育している。

(4) 陸曹についてのレンジャー課程の期間は、約七週間であり、行動訓練、山地潜入及び地図判読を主として教育している。

(5) 自由降下課程の期間は、約六週間であり、降下訓練、地上準備訓練及び航空生理訓練を主として教育している。

五、について

公表すべき性格のものではないので、答弁は差し控えたい。

六、について

東京地方(関東地方南部)に大震火災が発生した場合の訓練においては、第一空挺団は、東部方面監視の指揮の下に、主として江東地区において救援活動を行うこととしてその訓練を実施した。

七、について

東京地方(関東地方南部)に大震火災が発生した場合の訓練においては、重要施設又は重要人物等について触れていない。

八、について

第一空挺団の隊内に「三島研究会」又は「固体研究会」なる研究、活動グループは、現存していない。

なお、調査の結果、過去にもそういうグループが存在したという事実はないと承知している。

(1) 現行の指数は、各家庭の条件の違いをすべて平均化して算出している。とくに、子供の有無に拘らず平均化した指数の算出は、各家庭にとって生活の参考とはならない。

そこで提言だが、政府は従来の指数の他に、夫婦、子供二人のいわゆる標準家庭の支出に基いた指数を毎月発表すべきであると考えるがどうか。

(2) 現行調査品目は、その構成が衣食住にかたよりすぎている。現代人の生活は、ますます多様化し、文化的な支出のウェイトが高くなつていることは、同じ総理府発表の家計調査報告から明らかである。品目の改訂、洗い直しにあたり、教育・交際・レジャー等の文化的品目をぜひ追加してもらいたい。例えば教育関係では、

右質問する。

学習塾の月謝、スポーツクラブの会費等を品目に加えるべきであろうし、学校給食費も教育関係品目の中に独立して入れるべきである。ま

た、交際関係では、冠婚葬祭に要する祝儀・香典等の品目も新たに設けるべきであると思うがどうか。

三、政府は、物価指数だからとの理由で、税金や社会保障費、保険のかけ金等については調査品目から外しているが、これでは消費者の生活の実態を正しく反映させた指数とはならない。そこで、政府は、家庭の日々の収入から何にいくら出ていつたかという生計費指数に切りかえるべきだと思う。世界的にもヨーロッパ各国では、生計費指数への切りかえを検討中であると聞く。わが国もこれにならうべきであると思うがどうか。

四、現在、調査員が実際に価格を調べる調査店舗が明らかにされていない。消費者は、どの店のどの商品がどの値段で調べられているのか知る術をもたない。せめて調査店舗は、その旨、明示すべきであると思うがどうか。

五、調査員の募集も一般消費者には無縁のところに行われている。調査員を公募し、一般消費者にも指教作成に参加する機会を与えるべきだと思うがどうか。

昭和五十年十一月十五日

参議院議長 河野 謙三殿

野末 陳平

消費者物価指数に関する質問主意書

総理府が毎月発表する消費者物価指数について

た、交際関係では、冠婚葬祭に要する祝儀・香典等の品目も新たに設けるべきであると思うがどうか。

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野末陳平君提出消費者物価指数

に関する質問に対する答弁書

一、について

現行の消費者物価指数は、消費者が購入する商品及びサービスの物価変動の測定を目的としており、そのためには消費者世帯全体を対象として作成するのが最も適している。

しかし、物価変動の影響は、世帯の階層によつて異なることも考えられるので、昭和四十年以降参考系列として勤労者世帯を対象に、年間収入五分位階級別及び標準世帯（夫婦と子供二人からなる世帯で、世帯主のみが有業者の世帯）の年平均指數を作成し、これを消費者物価指数年報に掲載している。これまでの結果によると、標準世帯の指數と全世帯平均指數との差は極めてわずかであるが、最近、消費者物価指數に対する関心が高まつてしまっているので、より一層の理解を深めるために月次指數も参考系列に加えることを考慮している。

二、について

現行の消費者物価指數の品目は、基準年における家計調査の結果から家計支出上重要度の高い商品やサービスを客観的に選定しているので、特に衣食住に偏つていることはない。

指數が改正される際には新指數の品目は、新しい基準年の家計調査の結果に基づき選定され

ることとなる。

また、物価指數においては交際費は、それによつて買つた品物の価格としてとらえられており、祝儀・香典等をサービスの価格として考えるのは適当ではないので指數には含まれない。

三、について

家庭の月々の収入から何に幾ら支出されたかということは、家計調査の結果によつて明らかにされており、これに基づく生活費の指數は、

物価指數とは別の概念であつて、消費者物価指數をそのような指數に切り替える考へはない。

なお、参考までに、生計費指數という言葉は、歴史的には物価指數と同意義に使われてきただが生活費の指數などと混同されやすいので、職後国際労働機構（ILO）では、国際労働統計家会議の決議により、消費者物価指數という名稱に置き換えており、多くの国もこれに倣つてゐるのが現状である。

四、及び五、について

調査店舗を明らかにすることは、正確な価格調査を困難にするおそれがあるので公開することはできない。

なお、各調査市町村別の平均価格等公表し得るものは、すべて報告書で公表している。

現行の消費者物価指數の品目は、基準年における家計調査の結果から家計支出上重要度の高い商品やサービスを客観的に選定しているので、特に衣食住に偏つていることはない。

指數が改正される際には新指數の品目は、新しい基準年の家計調査の結果に基づき選定され

るところである。

か。

三、第二次調査班を派遣するのは七六年の四月乃至五月と考えてよいか。

四、FX選定の重要なファクターとなる「情報見積り」はあらゆる作業の基礎とも前提となるデータであろうがその内容については是非とも回答されたい。

FX選定作業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十一月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 秦 豊

FX選定作業に関する質問主意書

日本の防空体制は総合的なシステムの均衡を欠いたままもつぱら正面戦力、乃至正面装備として

の戦闘機偏重の路線をのみ踏襲、強化している。

現に五十二年度からスタートを切る新防衛力整備

計画の最大の眼目としていわゆるFX選定が位置づけられているのではないか。我々はFX選定の各段階ごとにきびしいチェックの要を感じ続けてい

るが以下、稻田調査班以降の状況について若干の点をただしておきたい。

昭和五十年十一月二十五日

内閣總理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豐君提出FX選定作業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、について

参議院議員秦豐君提出FX選定作業に関する質問に対する答弁書

一、稻田班は去る七月二十一日帰国したが持ち帰った資料の整理、解析はどの程度まで進展しているのか。当初予定通りならば月末までに一応の整理を終えるはずではなかつたか。

二、当初予定では来る十二月までは候補機種を二、三種にしづり込むとされていたようだが作業の進度からしてその可能性はどうか。

三、遅延するトスレバメドをいつにおいているの

海外資料収集班は、新戦闘機の機種選定に必要な資料を収集し、七月二十一日帰国した。現在、同班が持ち帰つた資料及び関係各国から逐次入手している資料に基づき、候補機種選定に

必要な細部にわたる資料の整理、分析、検討等の研究作業を実施している。

なお、同班の出張報告書は、予定どおり月末に航空幕僚長へ提出され、内部部局においても、十一月中旬、報告を受けている。

二、について
研究作業等の成果に基づき、来年初めまでに、候補機種を数機種に絞る予定である。

三、について
新戦闘機調査団の派遣時期は、現在のことら、昭和五十一年度の第一・四半期を考えている。

四、から六、までについて
「情報見積」は、一般的な航空に関する科学技術のすう勢、我が国周辺諸国の航空兵力の推移等を見積つたものであり、その点については、F-4E-J選定の際の「情報見積」も同様である。

「能力目標」は、防衛力整備上の指標であつて、どの程度の航空侵攻に対し、どの程度まで対処するかというような航空防衛力への期待度を示すものである。

官報外(号)

本州四国連絡橋に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿

壇上 啓典

本州四国連絡橋に関する質問主意書

政府は、去る八月十五日および十八日の二回にわたり関係閣僚間の協議・決定にもとづき、四十

八年十一月以来凍結してきた本州四国連絡橋建設工事を一部凍結解除し、まず、尾道・今治ルート

の大三島橋から順次建設工事に着手する予定であるときくが、わが国経済が、高度成長から低成長への移行を余儀なくされ、本計画をめぐる経済環境が一変した現在、これまでに決定された本四連絡橋建設計画の全体を根本的に再検討すべき時期であると考える。

加えて、連絡橋完成により、転廃業せざるをえない旅客船業界や多数の船員等に対する補償問題

も未解決で、方針すら明示されていない。航行の安全を確保するためにも、政府は早急に納得のゆく方針を明示すべきである。

かかる観点から若干の質問を行う。
一、本四連絡橋建設計画について

(一) 本年八月十五日および十八日の関係閣僚の協議・決定の内容をあきらかにされたい。

(二) 本の決定は、四十四年の新全国総合開発計画決定以来、政府がとつてきた「本州四国連

橋として、神戸・鳴門間、児島・坂出間、および尾道・今治間の建設を図る」との基本方針や、四十八年の建設・運輸大臣の工事に

関する基本方針の指示および工事実施計画の認可等の変更を伴うものであるのか、あるいは、単に各ルートの着工および完成時期をずらすにすぎないものであるのか。

二、(一)の決定では、当面一ルートにつき、早期完成をはかり、当該ルートは第三次全国総合開発計画で決定することになつてゐるが、早期工事で決してることになつてゐるが、早期完成ルートの完成見込みは、いつ頃を予定しているか。

(二) 三ルートの建設をはかるとの方針は、四年の新全国総合開発計画の決定以前にまとまつたものであるが、その後の経済社会環境の変化は著しい。第三次全国総合開発計画の策定にあたり、従来の方針を根本的に再検討すべきではないか。

国 三ルートの建設をはかるとの方針決定の基礎となつた本四連絡橋の経済効果は、四十二年当時の計量モデルにもとづいて、算出されたものである。その後、多少の修正が加えられてゐるといえ、当時から経済社会環境が全く一変した今日、現時点における新たな計量モデルによる再計測がなされて然るべきと考ええるが、その用意があるか。

(三) 本州四国連絡橋公団に「旅客船問題調査会」が設置され、目下実情を調査中とさくが、本調査会の目的・性格をあきらかにされたい。

とくに、本調査が、航路補償を行ふことを前提としたものであるか否かを明示されたい。

(四) すでに関係の旅客船業界において、先行不

ルート別に明らかにされたい。また、現時点における事業費を基礎にした完成後の計画輸送量、計画交通量、建設資金計画およびその

償還計画をあきらかにされたい。

二、旅客船業界・船員等に対する補償問題と航行の安全確保について

(一) 本四連絡橋の建設は、瀬戸内海の旅客船業者と多数の船員から職を奪うことになる。関係業界の調査では、四十五業者、七十六航路

が、事業の廃止なしし規模の縮少を余儀なくされ、影響を受ける旅客船は、三百二十九隻、十七万総トン、関係従業員は、七千三百人を超えることがあきらかにされている。ま

ず本四連絡橋建設に伴う航路補償について、どのような方針で臨んできたか、これまでの経緯を報告されたい。

(二) 本州四国連絡橋公団に「旅客船問題調査会」

が設置され、目下実情を調査中とさくが、本調査会の目的・性格をあきらかにされたい。

とくに、本調査が、航路補償を行ふことを前提としたものであるか否かを明示されたい。

(三) すでに関係の旅客船業界において、先行不

安から、若い労働力の雇用難や離職があつておこり、安全航行に大きな支障をきたしている。政府は、この問題にどう対処するか。具体的に示されたい。

(四) さらに旅客船の新改造についても、業界の意欲は減退し、一方船舶整備公団も、架橋完

成時までに償還を完了する計画でなければ、融資をしない方針であり、そのため、船舶整備公団の今年度八十億円の建造枠も消化されない現状である。このことも、安全航行に対して大きな脅威となつてゐる。政府の具体的な対策をききたい。

(4) 過去の架橋の事例において、旅客船業界に對して、どのような方針で、どのような補償措置がとられてきたか、説明されたい。

(5) 従来の事例から推察すれば、航路損失補償は認められず、旅費金の支払いでは認められず、旅費金の支払いでは認められるおそれがあると、関係者は心配している。しかも、連絡橋開通のその日まで、その社会的責任を果さねばならない。

このような点から考えるとき、連絡橋開通に伴う旅客船業界の転運業による打撃を業界のみの責任で解決させることは、社会的通念から考えても酷といわねばならない。

しかし、これらの補償についての法的裏付けは何もなく、これでは、関係者およびその家族を不安におとし入れ、関係航路一日あたり十二万三千人の人と、二万三千台の車の安全輸送に大きな支障をきたすことは必然である。

政府は、速やかに、検討し、架橋に伴う航路損失補償について納得のゆく具体的の方針をきめるべきである。政府の考え方をききたい。

また大三島橋の着工前に、この方針を明示

すべきであると考えるが政府はどう考えるか。

現在、瀬戸内海は船舶交通が著しく輻輳しており、しばしば事故が発生している。架橋建設工事中および架橋完成後の船舶交通の安全確保について具体的にどのような方策を用意しているか。

右質問する。

昭和五十年十一月二十八日

内閣總理大臣 三木 武夫

參議院議長 河野 謙三殿

參議院議員塩出啓典君提出本州四国連絡橋に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(1) 昭和五十年八月十五日、經濟企画庁長官、国土庁長官及び建設大臣が協議の上決定した内容は、次のとおりである。

(1) 本州四国連絡橋は、当面一ルートにつきその早期完成を図る。

右ルートは、鉄道併用橋とし、第三次全

國総合開発計画において決定する。

(2) 他の二ルートについては、各橋の地域開発効果、工事の難易度等を勘案し、当面着工すべき橋梁は、関係各省庁間で協議の上

決定する。

右の決定を受けて、同月十八日、國土庁、運輸省及び建設省が協議の上決定した内容は、次のとおりである。

(1) 大三島橋は、着工の凍結を解除する。

(2) 大鳴門橋は、従来の方針で、諸般の準備を進める。

(3) 因島大橋については、引き続き着工時期について検討する。

(4) (1)の決定は、現下の経済社会情勢にかんがみ、当面一ルートについてその早期完成を図ることとする趣旨であり、昭和四十八年九月二十一日付けで運輸大臣及び建設大臣が指示した基本計画の変更を当然に伴うものではないと考えている。

なる、同年十月二十六日付けで運輸大臣及び建設大臣が認可した工事実施計画については、工事施行上必要な変更を所要の時期に行う必要があると考えている。

(5) 当面早期完成を図るルートについては、地域開発、総合的な交通施設の整備、船舶交通の安全確保及び環境保全の観点並びに工事の難易度等の事業実施上の観点から総合的に判断して決定すべきものと考えている。

ルート名	概算額
神戸・鳴門	約 九、八〇〇億円
児島・坂出	約 六、九〇〇億円
尾道・今治	約 三、四〇〇億円
計	約 一二〇、一〇〇億円

今後再計算する考え方である。

(6) 及び(7) 昭和四十九年九月の運輸省及び建設省の指示に基づき、同年十月、本州四国連絡橋公団に、本州四国連絡橋の建設が旅客船事業、関係船員等の雇用関係、船舶の航行安全等に及ぼす影響等を調査・検討するため、関

のと思われる。

(8) 第三次全國総合開発計画の策定に当たつては、経済社会環境の変化に対応して、全国的な幹線交通網の整備について検討を行うこととしており、これに関連する近畿及び中国と四国を有機的に結ぶ交通体系の検討について、本州四国連絡橋の今後の整備について検討する所存である。

係者及び学識経験者をもつて構成する「本州四国連絡橋に関連する旅客船問題等調査会」

(以下「調査会」という。)が設置され、必要な調査が行われているところである。

政府としては、調査会の調査結果を参考と

して関係行政機関により協議・検討を行い、本州四国連絡橋が旅客船業者等に及ぼす影響に関する総合的対策を講ずるよう努める所存である。

三 関係旅客船業界における若年船員の雇用難

あるいは離職によつて、船舶の安全航行に支障をきたしているとは考えていないが、船員の確保が必要となる場合は、船員職業安定所の職業紹介によつて処置することとした

い。

四 最近の旅客船の建造意欲の減退は、経済の沈滞により、輸送量が減少しているためと考

えられる。

船舶整備公団が融資を抑制している事実はなく、同公団は、考査船の代替建造を推進し

て、旅客船の航行の安全の確保に努めているところである。

五及び六 本州四国連絡橋による旅客船業者の影響に伴う対策については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和三十七年六月二十九日閣議決定)」には含まれていないが、その重要性にかんがみ、調査会の調査結果を参考として、関係船員等の雇用問題等を

水俣病に関する質問主意書

水俣病が発生して二十年を経過した。水俣病像の明確な解明もなく、具体的な完全な治療方法もないまま、今や三千人を超える水俣病申請患者者が

不安のうちに放置されている現状であり、水俣病の恐しさ、深さ、広さに驚くばかりである。政府

は現在の検診力、審査力で救済できると考えてい

るのか。水俣湾内及び周辺の水路等の水銀汚染は、今尚、極めて濃厚であり危険な状態にある。

この際、水俣病の実態を明かに把握し、今後の対策を緊急に推進する必要を痛感するので、政府

は、以下質問事項について責任ある具体的な答弁をされたい。

一、本年九月末現在で県別に水俣病について次の事項を報告されたい。

- 1 検診者総数
- 2 申請者総数
- 3 審査総数
- 4 未審査数
- 5 認定者総数
- 6 保留数
- 7 棄却数
- 8 審査会の審査回数

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十一月十五日

内田 善利

参議院議長 河野 謙三殿

水俣病に関する質問主意書

水俣病は微量のメチル水銀によつて、内臓や血管系等も侵される全身病であることが明確にされつゝある。したがつてそれらの学説に応じて、認定要件の拡大を図るべきではないか。

三、認定について

申請者の審査が大幅に遅れている理由について、政府はどう考えているのか、またその遅れを回復するため政府は如何なる対策をもつてゐるのか。

1 審査の遅れの理由とその回復対策

2 審査委員の拡充及び審査会の回数拡大等、審査能力を大幅に強化すべきではないか

3 このままの審査能力では、申請者の検診及び審査が終了するまで約二十年間位かかるといわれているが、三千人の申請者の審査計画と時期について政府の見通しはどうか

4 申請者を水俣病患者とらえて、早急に審査し、認定して、被害者の早期救済にあたるべきではないか

四、水俣湾内堆積汚泥(ヘドロ)の処理について

水俣湾内のヘドロは、水銀濃度二五PPM以上二五〇PPMであるといわれる。極めて危険な状態にある。地域住民の健康を保護するため、緊急の処理が迫られている。

1 ヘドロ除去工事着工の見通し

2 除去ヘドロを水銀濃度二五PPM以上に限

定した理由、及び二四PPM以下のヘドロ対策

3 工法と二次汚染防止対策

4 事業費負担(具体的)

五、目前に不知火海の美しい海があり、魚がおり、貝がいながら、いつまでもその環境を享受

できない住民に対する政府の責任。

六、国立水俣病治療センターについて

三木總理は、昭和四十八年五月、水俣市でこ

のセンターの構想について公約している。

1 検討委員会のメンバーに、公約どおり、患

者代表を入れるべきではないか

2 センターは研究機関とするのか、患者の治

療救済機関とするのか

3 規模と予算

七、カナダに於ける水銀汚染事件について単なる

外国での出来ごととみるわけにいかないのではないか。

1 政府はどのように把握しているか

参議院議員内田善利君提出水俣病に関する質問に対する答弁書

一、について

昭和五十年九月末現在の状況は、次のとおりである。

新潟県

新潟市

熊本県

鹿児島県

1 検診者総数	四六九人	四二三人	一、五〇二人	四三三人
2 申請者総数	七七三人	六四七人	三、七七一人	六一八人
3 審査総数	四六九人	四二三人	一、〇四五人	三九七人
4 未審査数	三四四人	一一五人	二、七二七人	二二一人
5 認定者総数	三〇七人	二八三人	七二三人	一〇七人
6 保留数	三人	九人	二四〇人	二三五人
7 棄却数	一五九人	一三〇人	八三人	一五五人
8 審査会の審査回数	四四回	四四回	二六回	二三回

(注) 新潟県分は、新潟市分を除いた数

2 調査しているか

3 無機水銀汚染問題の再検討が必要ではないのか

4 典型的水俣病の一歩手前の水銀中毒症についての政府の見解は如何

右質問する。

昭和五十年十一月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員内田善利君提出水俣病に関する質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

二、について

水俣病の病像については、昭和四十八年以来「水俣病に関する総合的研究」を財團法人日本公衆衛生協会に委託してその解明に努めているところであり、その研究においては、従来知られていた中枢神経系を中心とする影響のほかに他の臓器への影響に関しても鋭意検討が加えられて

いるところである。

したがつて、認定要件については、この研究の促進を図りその結果を得て、必要があれば検討を加えることとしている。

三、について

1 認定審査の遅れの理由については、昭和四十八年三月の熊本地方裁判所の水俣病に係る判決後、熊本県において申請者の急激な増加があり、一方、認定審査に必要な検診及び認定審査の審査能力に制約がある上、熊本県に

おいて昭和四十九年四月以降一年間にわたり認定審査会が開催されなかつたため、十分対応できなかつたことによるものと考えられる。

その回復を図るため、熊本県においては認定審査会の再開に努力した結果、本年四月その再開をみ、以降既に五回にわたり延べ四〇〇人以上の認定審査が行われているところであります。今後とも、その促進を図るよう指導を行なうこととしている。

の間で再開のための詰合が行われていると

ころであり、政府としても、早期に再開されるよう必要な助力を行なうこととしている。

2 認定審査の遅れについては、認定審査のための検診及び審査業務の促進を通じてその改善が図られるよう指導することとしている。

なお、審査委員の増員、審査会の開催回数の増加等による審査能力の大幅強化については、

現状では、種々問題があるので、慎重に検討を行うこととしている。

3 熊本県における認定申請件数のうち、未審査分は、昭和五十年九月末現在二、七二七件

であり、認定審査会の審査能力等を勘案するに、これら未審査分の審査終了には、数年を要するのではないかと考えるが、なお認定の促進が図られるよう十分な指導を行うこととしている。

4 熊本県における認定審査が遅れていることは被害者救済の観点から誠に遺憾なことと考へているが、一方、認定審査の適正な運用は、公害による健康被害救済制度の基本にかかる問題であるので、今後とも認定審査が迅速かつ適正に行われるよう十分な指導を行なうこととしている。

四、について

1 水俣湾の汚泥処理計画については、熊本県が設置した水俣港計画委員会及び同技術委員会において検討が行われ、その素案が昭和五

十年六月にまとまつたので、現在、県ではその素案を踏まえ、県としての処理計画を作成するため地元関係者との調整及び漁業補償交渉を行つてゐるところである。今後は、これら調整及び交渉がまとまり次第、県は事業費の負担割合を決めるため公害対策審議会を開催するとともに、港湾計画を定めるため地方港湾審議会を開催し、更に、国は県から提出された港湾計画について湾港審議会を開催し、最終的にその計画が決定されることとなる。

その後、あるいは、これと並行して公費の負担がある場合における公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)に基づく公害防止対策事業の指定、県及び国による公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の埋立免許等の手続を経て着工の運びとなる。現在、県においてこれらの調整及び交渉を速やかに終了するため種々の努力を重ねている段階であるので、着工の時間的具体的に示すことは困難であるが、政府においては、できるだけ早期に着工できるよう県を指導していること

である。

2 水銀汚泥の除去等を行うべき範囲について
は、中央公害対策審議会の答申を受けて環境

庁が定めた「水銀を含む底質の暫定除去基準」に基づいて定めることとしており、これにより港湾審議会を開催し、更に、國は県から提出された港湾計画について湾港審議会を開催され、水俣湾においては、水銀含有濃度のメッシュ平均が一五 ppm以上の汚泥について除去等の処理が必要であり、これに満たない汚泥については、処理する必要がないこととなる。

3 汚泥処理の工法の決定に当たつては、二次汚染の防止に配慮することが、是非とも必要である。そのため、従来からしゆんせつ地點及び埋立地からの汚染物質の拡散の防止について、慎重な検討が行われている。

水俣港技術委員会の検討によれば、通常のボンブしゆんせつ工法を採用しても、二次汚染をもたらすおそれはないといわれているが、実際のしゆんせつに当たつては、北側湾

六、について

1 水俣病センター(仮称)の建設に当たつては、従来から地元患者の意見を聴取し、できるだけその意向を反映していくきたいと考えて

いるところであり、昭和五十年十一月一日に現地水俣市において患者団体からの意見聴取を行つたところである。

2 水俣病センター(仮称)の機能については、現在、建設準備検討会を設け、その基本構想について検討を願つてゐるところであり、更に、地元患者を含む関係者からも意見等を微

よう排出前に十分な余水処理を行うこととしている。更に、しゆんせつの実施に際しては、環境庁が中央公害対策審議会の答申を受けて定めた「底質の処理・処分等に関する暫定指針」に基づき、二次公害防止のための監視計画を作成し、監視することとしており、これらの方針によつて二次公害が発生しないよう万全を期すこととしている。

4 汚泥処理事業は、熊本県が実施主体となつて、公害防止事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)に基づく公害防止事業として実施される予定であるので、これに

要する事業費の負担関係については、県が汚泥処理計画をとりまとめた後、県の公害対策審議会に諮つた上で決められることとなる。したがつて、具体的な事業費負担がどのようになるかが確定するまでには、なおしばらく時間が要するものと思われる。

5、について

不知火海(八代海)の環境中における水銀については、昭和四十八年度に行つた有明海・八代海環境総合調査結果によると、水俣湾を除き、魚介類、水質及び底質のいずれにおいても、そ

れぞれにつき設定されている基準値を超えるものは検出されなかつたので、水銀による汚染はない」と考えられる。

なお、水俣湾については、政府の指導により、漁獲の自主規制が行われているほか、熊本県が実施主体となつて底質汚泥の処理事業が実施されることとなつてある。政府としても、その早急な実施について、更に熊本県を指導し、一日も早く水俣湾をきれいな海にもどし、地元住民が安心できるよう努力していくこととしている。

とに、その構想を固めることとしている。

3 水俣病センター(仮称)については、昭和五十一年度において土地購入費等として約一億五千万円が予算措置されているところであるが、その規模等については建設準備検討会における検討結果等を待つて構想を固めることとしている。

七、について

1及び2 カナダにおける水銀汚染問題については、在外公館を通じ情報を得ており、昭和五十年十一月十七日カナダ国オントリオ州政府調査団が環境庁を訪れた際も意見の交換を行っているところである。

3 無機水銀については、総水銀の水質に係る環境基準、排水基準等を設定し、規制しているところであり、昭和四十九年に科学的知見の拡大に伴つて改定をしたものであるが、今後とも、更に新しい科学的知見が得られた場合においては、これらの基準等の改定について検討することとしている。

4 患者の認定に当たり、患者が水俣病としての典型的諸症状を呈さない場合であつても、そのいづれかの症状がある場合において当該

た有機水銀の経口摂取の影響が認められる場合には、水俣病の範囲に含むものとしている。

はFX選定に当つての「情報見積り」は「一般的な航空に関する科学技術のすう勢、我が国周辺諸国の航空兵力の推移等を見積つたもの」としているがFXが配備される一九八〇年の時点で

症状の発現又は経過に関し魚介類に蓄積されるFX選定作業に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十一月二十九日

秦 豊

参議院議長 河野 謙三殿

FX選定作業に関する再質問主意書

「情報見積り」について私が質問したのは「ことばの解釈」や「定義」などではない。あくまでもその内容、データそのものを聞いている。内閣はFX選定に当つての「情報見積り」は「一般的な航空に関する科学技術のすう勢、我が国周辺諸国の航空兵力の推移等を見積つたもの」としていっているがFXが配備される一九八〇年の時点では、在外公館を通じ情報を得ており、昭和五十年十一月十七日カナダ国オントリオ州政府調査団が環境庁を訪れた際も意見の交換を行っているところである。

防衛省側が推定し、見積つてある関連或いは対象航空機の性能と勢力はどのようなものか。

二、答弁書に云う「我が國周辺諸国の航空兵力」とはソ連邦、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国の三ヶ国を意味するのか。それとも内実はソ連邦一国なのか。ORに当つてはどう処理しているのか。

三、先の質問主意書の付を参照されたい。内に於ては前回F4ファントム選定時の「情報見積り」と今回とはどがどう違つてあるのかを聞いている。内閣の答弁書はそのポイントを完全にほかしているではないか。答弁書で述べている「」の点についてはF4選定の際の「情報見積り」も同様である」と云うのは單に「情報見積り」の手順又は定義のみを指しているのではない

「情報見積り」に於いて私が質問したのは「ことばの解釈」や「定義」などではない。あくまでもその内容、データそのものを聞いている。内閣はFX選定に当つての「情報見積り」は「一般的な航空に関する科学技術のすう勢、我が国周辺諸国の航空兵力の推移等を見積つたもの」としていっているがFXが配備される一九八〇年の時点では、在外公館を通じ情報を得ており、昭和五十年十一月十七日カナダ国オントリオ州政府調査団が環境庁を訪れた際も意見の交換を行っているところである。

防衛省側が推定し、見積つてある関連或いは対象航空機の性能と勢力はどのようなものか。

二、答弁書に云う「我が國周辺諸国の航空兵力」とはソ連邦、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国の三ヶ国を意味するのか。それとも内実はソ連邦一国なのか。ORに当つてはどう処理しているのか。

三、先の質問主意書の付を参照されたい。内に於ては前回F4ファントム選定時の「情報見積り」と今回とはどがどう違つてあるのかを聞いている。内閣の答弁書はそのポイントを完全にほかしているではないか。答弁書で述べている「」の点についてはF4選定の際の「情報見積り」も同様である」と云うのは單に「情報見積り」の手順又は定義のみを指しているのではない

一、FX選定に当つての重要なファクターであるか。

閑は十一月二十五日付をもつて一応の答弁を送付して来た。しかしその最も肝要な条項をめぐる答弁は意図的にポイントをりかえたままで不誠実且つ不充分な内容でしかない。私はこれを不満にして重ねて再質問主意書を提出することにした。今回こそ質問を正しくとらえた納得のゆく答弁を望みたい。

参議院議員秦豊君提出FX選定作業に関する再質問に対する別紙答弁書を送付する。

四、F4EJ選定当時と現在とで「情報見積り」の内容に差異があり、新型戦闘機を必要とする事態になつていると云うならばその差異、必要性を具体的に示してもらいたい。又双方(前回と今回)の「情報見積り」に何の差異もないと云うのならばそもそもFXなどは不要ではないか。

参議院議員秦豐若提出FX選定作業に関する再質問に対する答弁書

一、について

「情報見積」の内容については、公表すべき性格のものではないので、答弁は差し控えたい。

二、について

「我が国周辺諸国」とは、御指摘の三か国を含む周辺の諸国である。

OR作業に当たつての処理については、公表すべき性格のものではないので、答弁は差し控えたい。

三、及び四、について

新戦闘機選定に当たつての「情報見積」は、現在作業の段階にある。

なお、F-14 EJ選定当時の「情報見積」を含め、これらの内容については答弁を差し控えた。一般的に航空に関する科学技術の面についていえば、例えば、エンジンの効率化、複合材料の実用化、工作技術の進歩等による運動性能の向上等の質的な差異がある。

五、について

海外資料収集班の報告は、各國における防空構想及び対象機種に関する運用構想、開発状況

況、性能諸元、装備・生産計画と実施状況、維持整備、価格等経費、教育訓練等に關し同班が

関係各国で受けた説明、工場の視察等によつて確認し得た事項が中心であるが、その具体的な内容は公表すべき性格のものではないので、答弁は差し控えたい。

六、について

目下、候補機種を絞る作業を実施中であるので、候補機種が具体的に何機種になるか、明言できる段階にはない。

[第十号参照]

審査報告書

昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十一月七日

予算委員長 大谷藤之助

参議院議長 河野 謙二殿

一、委員会の決定の理由
昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)景気回復及び災害復旧のための公共事業等の追加、(2)人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与改善費、(3)雇用保険国庫負担金等の義務的経費の追加、(4)公債の増発等に伴う国債費の追加、(5)五十年度における地方財政の状況を考慮し、その健全な運営に資するための五十年度限りの特例措置としての臨時地方特例交付金、(6)交付税及び譲与税配付金特別会計が行う一時借入金の増加に伴う同特別会計への利子財源繰入れの増、(7)その他の経費の追加の合計八千二百三十億一千八百八十七万一千円の追加を行い、他方、既定経費の節減七百四十一億八千百七万二千円、予備費の減額一千億円、及び所得税、法人税及び酒税の収入見込額の減少に伴う地方交付税交付金の減額一兆一千四億八千万円を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及び印紙収入三兆八千七百九十九億円、専元納付金一千四百六億五千二百八十一万一千円の減収を見込むとともに、雑収入百四十二億八千九百

要領書

二十八万七千円の増収を見込むほか、前年度剩余金受入七百三十七億一千百三十二万三千円を計上することとしている。また、歳出の追加、租税収入等の減少等に伴う財源不足額三兆四千八百億円については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定に基づき、一兆一千九百億円の公債を追加発行するほか、「昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律」(仮称)に基づき、二兆二千九百億円の公債を発行することによりまかなうこととしている。

この結果、昭和五十年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ四千五百十六億四千二百二十万一千円を減額し、二十兆八千三百七十一億五千七百八十七万二千円となる。

昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、道路整備特別会計ほか十七特別会計についてそれぞれ所要の補正を行うものである。

昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、日本国有鉄道ほか五政府関係機関についてそれぞれ所要の補正を行うものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき

特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

第十号中正誤			
第十一号中正誤			
ベシ 段 行 誤	ベシ 段 行 誤	二五 二 から 終わり 地方行政	二五 二 地方財政
一〇四 四 から 終わり 想定	一〇九 六 想定	想起	正
一〇九 一 その	一〇九 一 その	「その	
一一一 三 とい こと	一一一 三 とい こと	とい こと	
一一七 一 税制に	一一七 一 税制に	税制を	
タ 五 から 終わり 拓否	タ 五 から 終わり 拓否	いざひや	いざひや

昭和五十年十二月十日 參議院會議錄第十二号

二九四

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物可

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)